



発行 新潟県

第25号

平成31年3月29日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

- 9 新潟県災害救助法施行細則の一部を改正する規則(防災企画課)
- 10 新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則(福祉保健課)
- 11 新潟県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害福祉課)
- 12 新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則(産業振興課)
- 13 新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則(港湾振興課)

訓 令

- 1 新潟県職員服務規程等の特例を定める規程の一部改正(人事課)
- 2 職員の健康の確保を図るための勤務時間の特例を定める規程(人事課)
- 3 新潟県職員研修規程の一部改正(人事課)
- 4 新潟県職場研修実施要綱の廃止(人事課)
- 5 新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程による帳簿その他の書類の様式の一部改正(港湾振興課)

告 示

- 327 知事はその性質上手数料を徴収することが適当であると認める証明の一部改正(財政課)
- 328 県税の収納事務の委託(税務課)
- 329 新潟県防災行政無線運用規程の一部改正(管財課)
- 330 工業技術総合研究所機械器具貸付料規則別表中の当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額(産業振興課)
- 331 農用地利用配分計画の認可(地域農政推進課)
- 332 地方卸売市場の開設者の合併認可(食品・流通課)
- 333 地方卸売市場の卸売業者の合併認可(食品・流通課)
- 334 保安林の指定解除予定(治山課)
- 335 保安林の指定解除予定(治山課)
- 336 保安林の指定解除予定(治山課)
- 337 保安林の指定解除予定(治山課)
- 338 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 339 基本測量の実施通知(監理課)
- 340 廃川敷地等の発生(河川管理課)
- 341 廃川敷地等の発生(河川管理課)
- 342 都市計画事業の施行(都市整備課)
- 343 宅地建物取引士法定講習実施団体の指定(建築住宅課)
- 344 都市計画事業の事業計画の変更施行(下水道課)
- 345 都市計画事業の事業計画の変更施行(下水道課)
- 346 都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課)
- 347 都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課)

公 告

- 一般競争入札の実施(知事部局広報広聴課)
- 争議行為を行う旨の通知(労政雇用課)
- 争議行為を行う旨の通知(労政雇用課)
- 争議行為を行う旨の通知(労政雇用課)

争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）

平成31年度技能検定（随時2級、随時3級、基礎級）の実施（職業能力開発課）

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表（水産課）

病院局管理規程

- 4 新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

病院局告示

- 2 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正（病院局業務課）

企業局管理規程

- 3 新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程（企業局総務課）
- 4 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程（企業局施設課）

選挙管理委員会告示

- 28 新潟県議会議員一般選挙及び新潟市議会議員一般選挙の期日並びに新潟県議会議員一般選挙における各選挙区において選挙すべき議員の数（選挙管理委員会）
- 29 新潟県議会議員一般選挙における選挙長事務取扱場所の指定（選挙管理委員会）
- 30 新潟県議会議員一般選挙及びこれと同時に行う新潟市議会議員一般選挙の投票及び開票の順序（選挙管理委員会）
- 31 新潟県議会議員一般選挙における投票用紙の様式等の指定（選挙管理委員会）
- 32 新潟県議会議員一般選挙における点字投票用紙の様式等の指定（選挙管理委員会）
- 33 新潟県議会議員一般選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒のインクの色等の指定（選挙管理委員会）
- 34 新潟県議会議員一般選挙における開票事務と選挙会事務との合同（選挙管理委員会）
- 35 新潟県議会議員一般選挙において候補者に交付する選挙運動用自動車（船舶）表示板等の印の指定（選挙管理委員会）
- 36 新潟県議会議員一般選挙において確認団体に交付する政治活動用自動車表示板等の印の指定（選挙管理委員会）
- 37 新潟県議会議員一般選挙において確認団体が掲示する政治活動用ポスター（選挙管理委員会）
- 38 新潟県議会議員一般選挙における選挙事務所の設置届等の提出方法（選挙管理委員会）
- 39 新潟県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の指定（選挙管理委員会）

人事委員会規則

- 5-66 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1828 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1829 扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 19-2 職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

教育委員会規則

- 3 新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則（高等学校教育課）

教育委員会訓令

- 1 新潟県教育委員会職員服務規程等の特例を定める規程の一部改正（教育庁総務課）
- 2 職員の健康の確保を図るための勤務時間の特例を定める規程（教育庁総務課）
- 3 新潟県教育委員会事務委任規程の一部改正（高等学校教育課）
- 4 新潟県立学校職員服務規程の一部改正（高等学校教育課）

教育委員会告示

- 3 県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定の一部改正（高等学校教育課）
- 4 県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定の一部改正（高等学校教育課）

新潟海区漁業調整委員会指示

- 1 河口付近におけるさけ及びますの採捕規制（新潟海区漁業調整委員会）
- 2 河口付近におけるさけ及びますの採捕規制（新潟海区漁業調整委員会）
- 3 河口付近におけるさけ及びますの採捕規制（新潟海区漁業調整委員会）
- 4 まき餌釣りの制限について（新潟海区漁業調整委員会）

佐渡海区漁業調整委員会指示

- 1 まき餌釣りの制限（佐渡海区漁業調整委員会）
- 2 小規模増殖場における採捕禁止（佐渡海区漁業調整委員会）
- 3 大規模増殖場における採捕禁止（佐渡海区漁業調整委員会）

内水面漁場管理委員会指示

- 1 コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限（内水面漁場管理委員会）

内水面漁場管理委員会公告

コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限による持ち出し禁止水域の指定（内水面漁場管理委員会）

雑報

県営住宅等の管理の特例に係る公告（建築住宅課）

規 則

新潟県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第9号

新潟県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

新潟県災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 <u>法第11条に規定する災害発生市町村（以下「災害発生市町村」という。）の長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第13条第2項の規定に基づき、救助に着手することができる。</u></p> <p>2 前項の規定により<u>災害発生市町村の長</u>が救助に着手したときは、その状況についての情報を直ちに知事に提供し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 救助に関する業務に協力した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、省令第6条の規定に基づき、扶助金を受けようとするときは、同条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事又は<u>災害発生市町村の長</u>の証明書を添付しなければならない。</p> <p>第17条 法第13条第1項の規定により救助の実施に関する事務の一部を<u>災害発生市町村の長</u>が行うこととするときは、<u>当該災害発生市町村の長</u>は、第6条、第8条、第9条第2項、第10条及び第12条の規定するところにより行うものとする。</p> <p>2 前項に規定する場合において、次の各号に掲げる<u>災害発生市町村の長</u>は、当該各号に定める事務を行うこととする。</p> <p>(1) 法第5条第1項又は第9条第1項に規定する事務を行う<u>災害発生市町村の長</u> 第7条の規定による受領証の受領</p> <p>(2) 法第7条第1項に規定する事務を行う<u>災害発生市町村の長</u> 第11条において準用する第7条の規定による受領証の受領</p> <p>第18条 <u>災害発生市町村の長</u>は、救助が完了したときは、別に定める書類を知事に提出するものとする。</p> <p>第19条 <u>災害発生市町村の長</u>は、法第30条の規定により救助の実施に要する費用を繰替支弁したときは、別に定める書類を知事に提出しなければならない。</p>	<p>第3条 <u>市町村長</u>は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第13条第2項の規定に基づき、救助に着手することができる。</p> <p>2 前項の規定により<u>市町村長</u>が救助に着手したときは、その状況についての情報を直ちに知事に提供し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 救助に関する業務に協力した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、省令第6条の規定に基づき、扶助金を受けようとするときは、同条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事又は<u>市町村長</u>の証明書を添付しなければならない。</p> <p>第17条 法第13条第1項の規定により救助の実施に関する事務の一部を<u>市町村長</u>が行うこととするときは、<u>当該市町村長</u>は、第6条、第8条、第9条第2項、第10条及び第12条の規定するところにより行うものとする。</p> <p>2 前項に規定する場合において、次の各号に掲げる<u>市町村長</u>は、当該各号に定める事務を行うこととする。</p> <p>(1) 法第5条第1項又は第9条第1項に規定する事務を行う<u>市町村長</u> 第7条の規定による受領証の受領</p> <p>(2) 法第7条第1項に規定する事務を行う<u>市町村長</u> 第11条において準用する第7条の規定による受領証の受領</p> <p>第18条 <u>市町村長</u>は、救助が完了したときは、別に定める書類を知事に提出するものとする。</p> <p>第19条 <u>市町村長</u>は、法第29条の規定により救助の実施に要する費用を繰替支弁したときは、別に定める書類を知事に提出しなければならない。</p>

ない。	
-----	--

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第10号

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(伝票の発行)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 支払伝票は、金銭支払の取引について決裁を受けた証拠書類に基づき<u>基幹病院整備室長</u>が発行するものとする。</p> <p>3 振替伝票は、前2項に掲げる取引以外の取引その他必要な場合について決裁を受けた証拠書類に基づき会計管理者又は<u>基幹病院整備室長</u>が発行するものとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(現金預金日計表の送付)</p> <p>第21条 会計管理者は、現金預金日計表を2部作成し、毎翌月15日までに1部を<u>基幹病院整備室長</u>に送付しなければならない。</p> <p>(総勘定元帳の作成)</p> <p>第22条 <u>基幹病院整備室長</u>は、勘定内訳簿の各勘定表及び現金預金出納簿の現金預金日計表に基づき、毎月末日をもって総勘定元帳を作成しなければならない。</p> <p>(証拠書類の保管)</p> <p>第23条 会計管理者は、収納済又は支払済に係る証拠書類を毎翌月15日までに<u>基幹病院整備室長</u>に送付しなければならない。</p> <p>2 <u>基幹病院整備室長</u>は、取引の証拠書類を次の区分に従い日付順に番号を付し、編集して保管しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(帳簿)</p> <p>第26条 <u>基幹病院整備室長</u>は、次に掲げる帳簿を設備し、記帳整理をしなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(伝票の発行)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 支払伝票は、金銭支払の取引について決裁を受けた証拠書類に基づき<u>福祉保健課長</u>が発行するものとする。</p> <p>3 振替伝票は、前2項に掲げる取引以外の取引その他必要な場合について決裁を受けた証拠書類に基づき会計管理者又は<u>福祉保健課長</u>が発行するものとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(現金預金日計表の送付)</p> <p>第21条 会計管理者は、現金預金日計表を2部作成し、毎翌月15日までに1部を<u>福祉保健課長</u>に送付しなければならない。</p> <p>(総勘定元帳の作成)</p> <p>第22条 <u>福祉保健課長</u>は、勘定内訳簿の各勘定表及び現金預金出納簿の現金預金日計表に基づき、毎月末日をもって総勘定元帳を作成しなければならない。</p> <p>(証拠書類の保管)</p> <p>第23条 会計管理者は、収納済又は支払済に係る証拠書類を毎翌月15日までに<u>福祉保健課長</u>に送付しなければならない。</p> <p>2 <u>福祉保健課長</u>は、取引の証拠書類を次の区分に従い日付順に番号を付し、編集して保管しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(帳簿)</p> <p>第26条 <u>福祉保健課長</u>は、次に掲げる帳簿を設備し、記帳整理をしなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>

- (8) 固定資産原簿
- (9) 経費執行決裁簿
- (10) 工事台帳
- (11) 契約台帳
- (12) 仮設備台帳
- (13) (略)

第27条 削除

(調定)

第37条 (略)

- 2 収支命令職員は、前項の収入調定書を作成したときは、その写しを基幹病院整備室長に送付しなければならない。

(欠損処分の手続)

第52条 (略)

- 2 収支命令職員は、債権について欠損処分をしたときは、欠損処分調書により基幹病院整備室長に通知するとともに、その旨を福祉保健部長に報告しなければならない。

(支出命令)

第53条 (略)

- 2 前項の支出決議書は、次に掲げる書類を添付し、基幹病院整備室長を経由して、会計管理者に送付しなければならない。
- (1)～(3) (略)

(支払伝票の発行)

- 第54条** 基幹病院整備室長は、前条第2項各号に掲げる書類に基づき支払伝票を発行し、会計管理者に送付しなければならない。

(前渡金精算)

- 第79条** 資金前渡職員は、資金前渡の方法によって支払う経費に係る用務の終了後、1週間以内に精算書を作成し、証拠書類を添えて基幹病院整備室長に提出しなければならない。
- 2 基幹病院整備室長は、精算書に「精算命令」と表示し、残金がある場合にあつては、返納調書を添えて会計管理者に送付しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、交際費にあつては、前渡資金出納計算書を作成し、証拠書類及び預託

- (8) (略)

第27条 基幹病院整備室長は、次に掲げる帳簿を設備し、記帳整理をしなければならない。

- (1) 固定資産原簿
- (2) 経費執行決裁簿
- (3) 工事台帳
- (4) 契約台帳
- (5) 仮設備台帳
- (6) その他必要な帳簿

(調定)

第37条 (略)

- 2 収支命令職員は、前項の収入調定書を作成したときは、その写しを福祉保健課長に送付しなければならない。

(欠損処分の手続)

第52条 (略)

- 2 収支命令職員は、債権について欠損処分をしたときは、欠損処分調書により福祉保健課長に通知するとともに、その旨を福祉保健部長に報告しなければならない。

(支出命令)

第53条 (略)

- 2 前項の支出決議書は、次に掲げる書類を添付し、福祉保健課長を経由して、会計管理者に送付しなければならない。
- (1)～(3) (略)

(支払伝票の発行)

- 第54条** 福祉保健課長は、前条第2項各号に掲げる書類に基づき支払伝票を発行し、会計管理者に送付しなければならない。

(前渡金精算)

- 第79条** 資金前渡職員は、資金前渡の方法によって支払う経費に係る用務の終了後、1週間以内に精算書を作成し、証拠書類を添えて福祉保健課長に提出しなければならない。
- 2 福祉保健課長は、精算書に「精算命令」と表示し、残金がある場合にあつては、返納調書を添えて会計管理者に送付しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、交際費にあつては、前渡資金出納計算書を作成し、証拠書類及び預託

した保管金がある場合においては預金現在高証明書添付し、4月1日から9月30日までの分については10月15日まで、10月1日から翌年3月31日までの分については翌年4月15日までに、基幹病院整備室長に提出しなければならない。

4 基幹病院整備室長は、前項の前渡資金出納計算書に証拠書類を添えて提出のあった月の15日までに会計管理者に送付しなければならない。

5 基幹病院整備室長は、前項に掲げる書類を当該年度終了後、8年間保存しなければならない。

(前渡金等の精算振替)

第87条 基幹病院整備室長は、第79条第1項(第81条において準用する場合を含む。)の規定により精算書の提出を受けたときは、振替伝票を発行しなければならない。

(物品の取得、管理及び処分)

第110条 (略)

2 物品管理職員は、基幹病院整備室長とする。

(物品の出納、保管及び記録管理)

第111条 (略)

2 物品出納員は、基幹病院整備室の会計事務を担当する政策企画員の職にある者とする。

(物品補助会計職員の設置及び任命)

第112条 会計管理者及び物品出納員の事務を補助させるため、物品補助会計職員を基幹病院整備室に置く。

(棚卸結果の報告)

第125条 物品出納員は、棚卸しを行ったときは、速やかに棚卸報告書を作成し、基幹病院整備室長に棚卸しの結果を報告しなければならない。

2 物品出納員は、棚卸しの結果、物品の受払いを記録整理した帳簿と物品の現在高が一致しないときは、その原因を調査し、前項の棚卸報告書に併せて基幹病院整備室長に報告しなければならない。

3 基幹病院整備室長は、前項の規定により棚卸不一致の報告を受け、その原因に疑義があるとき又は不一致の数量が甚だしく多いと認めるときは、速やかにその処理の方針を決定しなければならない。

(建設仮勘定)

第135条 (略)

2 固定資産管理職員は、工事が完了したときは、工事の直接費に間接費を加算した額を基幹病院整備室長に対し通知しなければならない。

した保管金がある場合においては預金現在高証明書添付し、4月1日から9月30日までの分については10月15日まで、10月1日から翌年3月31日までの分については翌年4月15日までに、福祉保健課長に提出しなければならない。

4 福祉保健課長は、前項の前渡資金出納計算書に証拠書類を添えて提出のあった月の15日までに会計管理者に送付しなければならない。

5 福祉保健課長は、前項に掲げる書類を当該年度終了後、8年間保存しなければならない。

(前渡金等の精算振替)

第87条 福祉保健課長は、第79条第1項(第81条において準用する場合を含む。)の規定により精算書の提出を受けたときは、振替伝票を発行しなければならない。

(物品の取得、管理及び処分)

第110条 (略)

2 物品管理職員は、福祉保健課長及び基幹病院整備室長とする。

(物品の出納、保管及び記録管理)

第111条 (略)

2 物品出納員は、福祉保健課予算係長とする。

(物品補助会計職員の設置及び任命)

第112条 会計管理者及び物品出納員の事務を補助させるため、物品補助会計職員を福祉保健課に置く。

(たな卸し結果の報告)

第125条 物品出納員は、たな卸しを行ったときは、速やかにたな卸報告書を作成し、福祉保健課長にたな卸しの結果を報告しなければならない。

2 物品出納員は、たな卸しの結果、物品の受払いを記録整理した帳簿と物品の現在高が一致しないときは、その原因を調査し、前項のたな卸報告書に併せて福祉保健課長に報告しなければならない。

3 福祉保健課長は、前項の規定によりたな卸不一致の報告を受け、その原因に疑義があるとき又は不一致の数量が甚だしく多いと認めるときは、速やかにその処理の方針を決定しなければならない。

(建設仮勘定)

第135条 (略)

2 固定資産管理職員は、工事が完了したときは、工事の直接費に間接費を加算した額を福祉保健課長に対し通知しなければならない。

(処分等に係る予算執行)

第146条 固定資産管理職員は、固定資産を処分し、又は減価償却しなければならないときは、その旨を収入原因行為担当者又は支出負担行為担当者に通知しなければならない。

2 収入原因行為担当者又は支出負担行為担当者は、前項の規定により固定資産の処分又は減価償却の通知を受けたときは、速やかに払出し調書によりこれを決定し、直ちに基幹病院整備室長に対して通知しなければならない。

(決算事務)

第147条 決算事務は、基幹病院整備室長が行う。

2 課長は、決算に必要な資料を作成し、基幹病院整備室長に提出しなければならない。

3 前項の資料の様式及び提出の期限は、基幹病院整備室長が指定する。

(経理状況の報告)

第149条 基幹病院整備室長は、毎月末日をもって、合計残高試算表及びその他必要な書類を作成し、翌月15日までに福祉保健部長に提出しなければならない。

(整理事項)

第152条 基幹病院整備室長は、毎事業年度末において決算整理事項として次の手続をしなければならない。

(1)～(8) (略)

(帳簿の締切り)

第153条 基幹病院整備室長は、前条の手続が終わったときは、勘定の締切りを行わなければならない。

(決算書類の提出)

第154条 基幹病院整備室長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、福祉保健部長に提出しなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

(1) 決算報告書(予算決算対照表)

(2)～(7) (略)

(8) 収益費用明細書

(9)～(12) (略)

(資金計画)

第155条 基幹病院整備室長は、事業の遂行に要する資金計画を会計管理者に提出しなければならない。

(処分等に係る予算執行)

第146条 固定資産管理職員は、固定資産を処分し、又は減価償却しなければならないときは、その旨を収入原因行為担当者又は支出負行為担当者に通知しなければならない。

2 収入原因行為担当者又は支出負行為担当者は、前項の規定により固定資産の処分又は減価償却の通知を受けたときは、速やかに払出し調書によりこれを決定し、直ちに福祉保健課長に対して通知しなければならない。

(決算事務)

第147条 決算事務は、福祉保健課長が行う。

2 課長は、決算に必要な資料を作成し、福祉保健課長に提出しなければならない。

3 前項の資料の様式及び提出の期限は、福祉保健課長が指定する。

(計理状況の報告)

第149条 福祉保健課長は、毎月末日をもって、合計残高試算表及びその他必要な書類を作成し、翌月15日までに福祉保健部長に提出しなければならない。

(整理事項)

第152条 福祉保健課長は、毎事業年度末において決算整理事項として次の手続をしなければならない。

(1)～(8) (略)

(帳簿の締切り)

第153条 福祉保健課長は、前条の手続が終わったときは、勘定の締切りを行わなければならない。

(決算書類の提出)

第154条 福祉保健課長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、福祉保健部長に提出しなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

(1) 決算報告書(予算決算対照表及び資金収支表)

(2)～(7) (略)

(8) 収益及び費用明細書

(9)～(12) (略)

(資金計画)

第155条 福祉保健課長は、事業の遂行に要する資金計画を会計管理者に提出しなければならない。

2 (略)	2 (略)
-------	-------

附 則

この規則は、平成31年 4月 1 日から施行する。

新潟県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第11号

新潟県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟県児童福祉法施行細則(平成18年新潟県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前																																					
<p>(指定障害児通所支援事業者等の指定等の申請)</p> <p>第11条の6 <u>省令第18条の27から第18条の30まで、第18条の34の2、第25条の21及び第25条の21の3</u>に規定する申請書の様式は、別記第14号様式の6とする。</p> <p>第14号様式の6 (第11条の6関係)</p> <p>(略)</p> <p>指定障害児通所支援事業者 指定障害児入所施設指定(更新・変更)申請書</p> <p>(略)</p> <p>下記のとおり指定障害児通所支援事業者(指定障害児入所施設)の指定(指定の更新・指定の変更)を受けたいので、児童福祉法第21条の5の15第1項(第21条の5の16第1項・第21条の5の20第1項・第24条の9第1項・第24条の10第1項・第24条の13第1項)の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">指定(指定の更新・指定の変更)を受けようとする事業所(施設)の概要</td> <td>(略)</td> <td>事業開始予定年月日(指定有効期間満了日・変更予定年月日)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(略)</p>				(略)				指定(指定の更新・指定の変更)を受けようとする事業所(施設)の概要	(略)	事業開始予定年月日(指定有効期間満了日・変更予定年月日)	(略)										<p>(指定障害児通所支援事業者等の指定等の申請)</p> <p>第11条の6 <u>省令第18条の27、第18条の28、第18条の29、第18条の29の2、第18条の30及び第25条の21</u>に規定する申請書の様式は、別記第14号様式の6とする。</p> <p>第14号様式の6 (第11条の6関係)</p> <p>(略)</p> <p>指定障害児通所支援事業者 指定障害児入所施設指定(更新)申請書</p> <p>(略)</p> <p>下記のとおり指定障害児通所支援事業者(指定障害児入所施設)の指定(指定の更新)を受けたいので、児童福祉法第21条の5の15第1項(第21条の5の16第1項・第24条の9第1項・第24条の10第1項)の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">指定を受けようする事業所(施設)の概要</td> <td>(略)</td> <td>事業開始予定年月日</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(略)</p>				(略)				指定を受けようする事業所(施設)の概要	(略)	事業開始予定年月日	(略)									
(略)																																									
指定(指定の更新・指定の変更)を受けようとする事業所(施設)の概要	(略)	事業開始予定年月日(指定有効期間満了日・変更予定年月日)	(略)																																						
(略)																																									
指定を受けようする事業所(施設)の概要	(略)	事業開始予定年月日	(略)																																						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第12号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則（昭和48年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前										
<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">機 械 器 具</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td> 3 測定試験機器 (1)～(46) (略) (47) 電波暗室（次号及び第48号の2に掲げるものを除く。） (48) <u>3メートル電波暗室（登録）</u> (48)の2 <u>10メートル電波暗室（登録）</u> (49)～(61) (略) (62) 疲労試験機（<u>恒温槽を使用しない場合</u>） (62)の2 <u>疲労試験機（恒温槽を使用する場合）</u> (63)～(142) (略) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>備考 (略)</td> </tr> </table>	機 械 器 具	(略)	3 測定試験機器 (1)～(46) (略) (47) 電波暗室（次号及び第48号の2に掲げるものを除く。） (48) <u>3メートル電波暗室（登録）</u> (48)の2 <u>10メートル電波暗室（登録）</u> (49)～(61) (略) (62) 疲労試験機（ <u>恒温槽を使用しない場合</u> ） (62)の2 <u>疲労試験機（恒温槽を使用する場合）</u> (63)～(142) (略)	(略)	備考 (略)	<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">機 械 器 具</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td> 3 測定試験機器 (1)～(46) (略) (47) 電波暗室（次号に掲げるものを除く。） (48) <u>電波暗室（登録）</u> (49)～(61) (略) (62) 疲労試験機 (63)～(142) (略) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>備考 (略)</td> </tr> </table>	機 械 器 具	(略)	3 測定試験機器 (1)～(46) (略) (47) 電波暗室（次号に掲げるものを除く。） (48) <u>電波暗室（登録）</u> (49)～(61) (略) (62) 疲労試験機 (63)～(142) (略)	(略)	備考 (略)
機 械 器 具											
(略)											
3 測定試験機器 (1)～(46) (略) (47) 電波暗室（次号及び第48号の2に掲げるものを除く。） (48) <u>3メートル電波暗室（登録）</u> (48)の2 <u>10メートル電波暗室（登録）</u> (49)～(61) (略) (62) 疲労試験機（ <u>恒温槽を使用しない場合</u> ） (62)の2 <u>疲労試験機（恒温槽を使用する場合）</u> (63)～(142) (略)											
(略)											
備考 (略)											
機 械 器 具											
(略)											
3 測定試験機器 (1)～(46) (略) (47) 電波暗室（次号に掲げるものを除く。） (48) <u>電波暗室（登録）</u> (49)～(61) (略) (62) 疲労試験機 (63)～(142) (略)											
(略)											
備考 (略)											

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表3の項第47号及び第48号の改正並びに同号の次に1号を加える改正は、同年7月1日から施行する。

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第13号

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
(貸付料の徴収)					(貸付料の徴収)				
第132条 普通財産を貸し付けた場合は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより決定した額の貸付料を徴収する。					第132条 普通財産を貸し付けた場合は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより決定した額の貸付料を徴収する。				
(1) (略)					(1) (略)				
(2) 前号以外の目的のための土地の貸付け					(2) 前号以外の目的のための土地の貸付け				
ア (略)					ア (略)				
イ ア以外の目的に使用する場合 第127条ただし書の規定により決定した価額の100分の5に相当する額をもつて年額とする。ただし、貸付期間が1月未満の場合は、その価額の100分の5に相当する額に12分の1を乗じて得た額に <u>1.1</u> を乗じて得た額とする。					イ ア以外の目的に使用する場合 第127条ただし書の規定により決定した価額の100分の5に相当する額をもつて年額とする。ただし、貸付期間が1月未満の場合は、その価額の100分の5に相当する額に12分の1を乗じて得た額に <u>1.08</u> を乗じて得た額とする。				
(3) 建物の貸付け					(3) 建物の貸付け				
ア (略)					ア (略)				
イ ア以外の目的に使用する場合 次に掲げる費用のうち必要と認められるものの合計額の12分の1に相当する額に <u>1.1</u> を乗じて得た額をもつて月額とする。					イ ア以外の目的に使用する場合 次に掲げる費用のうち必要と認められるものの合計額の12分の1に相当する額に <u>1.08</u> を乗じて得た額をもつて月額とする。				
(ア)～(オ) (略)					(ア)～(オ) (略)				
(4) (略)					(4) (略)				
2 (略)					2 (略)				
別表第4 （第123条関係）					別表第4 （第123条関係）				
行政財産の使用料					行政財産の使用料				
区分	使用の種類		単位	使用料 (単位 円)	区分	使用の種類		単位	使用料 (単位 円)
土地	建物敷地又はこれに類するもの	使用許可期間が1月未満の場合	(略)	第127条に規定する価額の100分の5に相当する額に12分の1を乗じて得た額に <u>1.1</u> を乗じて得た額	土地	建物敷地又はこれに類するもの	使用許可期間が1月未満の場合	(略)	第127条に規定する価額の100分の5に相当する額に12分の1を乗じて得た額に <u>1.08</u> を乗じて得た額
		(略)					(略)		
	(略)		(略)	(略)		(略)		(略)	(略)
建物	第127条に規定する価額の1,000分の6に土地使用料相当額の12分の1（借地については、県が負担している地代相当額）				建物	第127条に規定する価額の1,000分の6に土地使用料相当額の12分の1（借地については、県が負担している地代相当額）			

<p>を加算した額に1.1を乗じて得た額を月額とする。</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>別表第5 (第150条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>料金 (単位 円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂採取料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td style="text-align: right;">140</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	種類	種目	単位	料金 (単位 円)	土砂採取料	(略)	(略)	140	<p>を加算した額に1.08を乗じて得た額を月額とする。</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>別表第5 (第150条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>料金 (単位 円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂採取料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td style="text-align: right;">135</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	種類	種目	単位	料金 (単位 円)	土砂採取料	(略)	(略)	135
種類	種目	単位	料金 (単位 円)														
土砂採取料	(略)	(略)	140														
種類	種目	単位	料金 (単位 円)														
土砂採取料	(略)	(略)	135														

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第132条第1項第2号イ及び第3号イ、別表第4並びに別表第5の規定は、この規則の施行の日以後に徴収すべき貸付料、使用料及び土砂採取料について適用し、同日前に徴収すべき貸付料、使用料及び土砂採取料については、なお従前の例による。

訓 令

◎新潟県訓令第1号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職員服務規程等の特例を定める規程（昭和55年4月新潟県訓令第11号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中項、別表の号及び別表の号の細目の表示に下線が引かれた項、別表の号及び別表の号の細目（以下「移動項等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中項、別表の号及び別表の号の細目の表示に下線が引かれた項、別表の号及び別表の号の細目（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び別表の号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び別表の号の細目の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(勤務時間等の特例)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、所属長（総務管理部の所属長を除く。以下この項において同じ。）は、次に掲げる場合には、あらかじめその所属する部の部長（新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）第165条第1項に規定する部長をいう。以下同じ。）又は地域振興局長の承認を得て第1項の規定による勤務時間等の割振りを行うことができる。この場合において、所属長は、勤務時間等の割振りを行った後、遅滞なく総務管理部長に報告するものとする。</p> <p>(1) 別表第12号に掲げる場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(職員の仕事と生活の調和を推進するための勤務時間の特例)</p> <p>第2条の2 所属長は、次に掲げる職員が、その子（一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が<u>仕事と生活の調和を図る</u>ためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間（以下「特定勤務時間」という。）又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。）をさせるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(勤務時間等の特例)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、所属長（総務管理部の所属長を除く。以下この項において同じ。）は、次に掲げる場合には、あらかじめその所属する部の部長（新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）第165条第1項に規定する部長をいう。以下同じ。）又は地域振興局長の承認を得て第1項の規定による勤務時間等の割振りを行うことができる。この場合において、所属長は、勤務時間等の割振りを行った後、遅滞なく総務管理部長に報告するものとする。</p> <p>(1) 別表第12号<u>及び第13号</u>に掲げる場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例)</p> <p>第2条の2 所属長は、次に掲げる職員が、その子（一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が<u>育児又は介護を行う</u>ためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間（以下「特定勤務時間」という。）又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。</p>

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 所属長は、第1項(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する場合のほか、職員が請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る特定勤務時間の割振りによる勤務をさせるものとする。</u></p> <p><u>4 所属長は、第1項の規定により、始業及び終業の時刻を特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじめ総務管理部長の承認を得なければならない。</u></p> <p><u>5 前各項の規定にかかわらず、課長級以上の職級に属する職にある職員(所属長及び所属長の指揮監督を受ける者を除く。)の早出遅出勤務については、別に定めるところによる。</u></p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 服務規程第5条第1項に規定する休憩時間(以下「休憩時間」という。)における勤務を必要とする次の業務 ア～オ (略)</p> <p><u>カ その他一定の期間継続して休憩時間における県民からの相談等が見込まれる業務</u></p> <p>(2)の2～(12) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 所属長は、前2項の規定により勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじめ総務管理部長の承認を得なければならない。</u></p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、所属長は、特定勤務時間により割振りを行う場合には、総務管理部長の承認を得ないで、第1項及び第2項の規定による勤務時間の割振りを行うことができる。この場合において、所属長は、勤務時間の割振りを行った後、遅滞なく総務管理部長に報告するものとする。</u></p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 服務規程第5条第1項に規定する休憩時間(以下「休憩時間」という。)における勤務を必要とする次の業務 ア～オ (略)</p> <p>(2)の2～(12) (略)</p> <p><u>(13) その他相当の期間継続して服務規程第5条第1項に定める勤務時間外における勤務を必要とする業務</u></p>
--	--

◎新潟県訓令第2号

本 庁
地 域 機 関

職員の健康の確保を図るための勤務時間の特例を定める規程を次のように定める。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

職員の健康の確保を図るための勤務時間の特例を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、知事の事務部局に属する一般職の職員（別に定める者を除く。以下「職員」という。）の平成31年4月1日から同年6月30日までの間の勤務時間の割振りについて、新潟県職員服務規程（昭和35年3月新潟県訓令第6号。以下「服務規程」という。）第5条第1項の特例を定めるものとする。

(勤務時間の特例)

第2条 職員の時間外勤務等の命令をすることを専決する者は、事前の時間外勤務等の命令に係る勤務の終了時刻から次に勤務する日の始業の時刻までの時間が10時間に満たない職員について、所属長（服務規程第1条の2に規定する所属長をいう。以下同じ。）が公務の運営等に支障があると認める場合を除き、同日の始業及び終業の時刻を、職員の健康の確保を図るためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間を割り振るものとする。

2 次の各号のいずれにも該当し、かつ、所属長が指定した職員については、前項中「事前の時間外勤務等の命令に係る勤務の終了時刻」とあるのは、「終業の時刻」とする。

(1) 1月当たりの時間外勤務が60時間以上見込まれること。

(2) おおむね1週間以上にわたり、かつ、長時間の時間外勤務が見込まれること。

(実施細目)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

◎新潟県訓令第3号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職員研修規程（平成元年3月新潟県訓令第5号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(研修の種類)</p> <p>第5条 研修の種類は、職場研修、研修所研修、<u>政策形成研修、専門研修、派遣研修、特別研修及び自己啓発支援とする。</u></p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(政策形成研修)</u></p> <p>第8条 <u>政策形成研修は、政策を形成する能力の養成及び強化を図るため、別に定めるところにより実施するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(専門研修)</p> <p>第9条 (略)</p> <p><u>2 部長は、専門研修のうち、部局の業務の遂行に必要な知識、技能等を習得させるためのもの(以下「部局別研修」という。)を企画し、実施するものとする。</u></p> <p><u>3 部局別研修は、他の研修との整合性に配慮し、実施しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(特別研修)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(研修運営委員会)</u></p> <p>第5条 <u>研修相互の有機的な連携と研修の効果的な推進を図るため、新潟県職員研修運営委員会を置く。</u></p> <p><u>2 新潟県職員研修運営委員会の組織その他の必要事項は、別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(研修の種類)</p> <p>第6条 研修の種類は、職場研修、研修所研修、専門研修、派遣研修、<u>部局研修及び自己啓発支援とする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する研修のほか、必要があると認めるときは、別に定める研修を行うものとする。</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(専門研修)</p> <p>第9条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(部局研修)</p>

第11条 特別研修は、第7条から前条までに規定する研修のほか、必要があると認める場合に、別に定めるところにより実施するものとする。

(研修実施計画)

第13条 所長は、毎年度の研修所研修について、総務管理部長と協議の上、実施計画を作成しなければならない。

2 (略)

第11条 部局研修は、部局の業務の遂行に必要な知識、技能等を習得させるため、当該部局長が企画し、実施するものとする。

2 部局研修は、他の研修との整合性に配慮し、実施しなければならない。

(研修実施計画)

第13条 所長は、毎年度の研修所研修について、総務管理部長と協議の上、実施計画を作成し、所属長に通知しなければならない。

2 (略)

◎新潟県訓令第4号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職場研修実施要綱（昭和32年5月新潟県訓令第12号）は、平成31年3月31日限り廃止する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県訓令第5号

交通政策局
新潟地域振興局新潟港湾事務所
出納局

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）による帳簿その他の書類の様式（昭和57年4月新潟県訓令第24号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第8号様式（第39条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> 電信扱（付替） </div> <p style="text-align: center;">納入通知書（原符）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> (略) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> 電信扱（付替） </div> <p style="text-align: center;">納入通知書（領収証書）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> (略) </div> <p>1 所属→納入義務者⇔<u>（受付店）出納取扱金融機関</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> 電信扱（付替） </div> <p style="text-align: center;">納付書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> (略) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> (略) </div> <p>上記の金額を納付します。 ※ <u>県税等とは納付方法が異なり、付替です。</u></p> <p>2 所属→納入義務者→<u>（受付店）→出納取扱金融機関</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> 電信扱（付替） </div> <p style="text-align: center;">収納済通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> (略) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> (略) </div> <p>納入場所：新潟県新潟東港臨海用地造成事業出納取扱金融機関 <u>新潟県会計管理者 様</u></p> <p>3 所属→納入義務者→<u>（受付店）→出納取扱金融機関→出納局</u></p>	<p>第8号様式（第39条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> 電信扱 </div> <p style="text-align: center;">納入通知書（原符）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> (略) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> 電信扱 </div> <p style="text-align: center;">納入通知書（領収証書）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> (略) </div> <p>1 所属→納入義務者⇔<u>指定金融機関等</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> 電信扱 </div> <p style="text-align: center;">納付書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> (略) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> (略) </div> <p>上記の金額を納付します。</p> <p>2 所属→納入義務者→<u>指定金融機関等</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> 電信扱 </div> <p style="text-align: center;">収納済通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> (略) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> (略) </div> <p>新潟県会計管理者 様</p> <p>納入場所：新潟県新潟東港臨海用地造成事業出納取扱金融機関</p> <p>3 所属→納入義務者→<u>指定金融機関等→出納局</u></p>

告 示

◎新潟県告示第327号

知事がその性質上手数料を徴収することが適当であると認める証明（平成13年2月新潟県告示第266号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
別表	別表
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
(3) <u>産業労働部関係</u> (略)	(3) <u>産業労働観光部関係</u> (略)
(4)～(9) (略)	(4)～(9) (略)

◎新潟県告示第328号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

1 委託を受けた者

- (1) 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
株式会社電算システム
- (2) 東京都中央区日本橋一丁目1番1号
国分グロースーツチェーン株式会社
- (3) 東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社しんきん情報サービス
- (4) 北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地
株式会社セイコーマート
- (5) 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブンイレブン・ジャパン
- (6) 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
- (7) 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社ポプラ
- (8) 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ミニストップ株式会社
- (9) 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
山崎製パン株式会社
- (10) 東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン

2 委託に係る徴収金

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第4条第1項に規定する事業税、不動産取得税、自動車税等に係る徴収金

3 委託の期間

平成31年1月1日から平成33年12月31日まで

◎新潟県告示第329号

新潟県防災行政無線運用規程(昭和50年5月新潟県告示第590号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
1~3 (略)			1~3 (略)		
4 端末局			4 端末局		
(1) 地域機関等			(1) 地域機関等		
無線局所の種別	呼出名称	設置場所	無線局所の種別	呼出名称	設置場所
(略)			(略)		
VSAT地球局	たいないがわだむ	(略)	VSAT地球局	たいないがわだむ	(略)
VSAT地球局	おくだいないだむ	新潟県新発田地域振興局 地域整備部奥胎内ダム管理所			
(略)			(略)		
(2)~(4) (略)			(2)~(4) (略)		
5 (略)			5 (略)		
6 地方移動系無線局			6 地方移動系無線局		
無線局所の種別	呼出名称	常置場所又は設置場所	無線局所の種別	呼出名称	常置場所又は設置場所
(略)			(略)		
陸上移動局(車載)	すいぼうしばた21	新潟県新発田地域振興局 地域整備部	陸上移動局(車載)	すいぼうしばた21	新潟県新発田地域振興局 地域整備部
〃	〃	〃 〃	〃	〃	〃 〃
(〃)	22	〃	(〃)	22	〃
〃	〃	〃 〃			
(〃)	23	〃			
(略)			(略)		
7 (略)			7 (略)		

◎新潟県告示第330号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則第4条の規定により、当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額(平成29年12月新潟県告示第1339号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。ただし、3の項第47号及び第48号の改正並びに同号の次に1号を加える改正は、同年7月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

機 械 器 具	貸付料の額 (1時間につき)	機 械 器 具	貸付料の額 (1時間につき)
(略)		(略)	
3 測定試験機器		3 測定試験機器	
(略)		(略)	
(47) 電波暗室 (次号及び第48号の2に掲げるものを除く。)	(略)	(47) 電波暗室 (次号に掲げるものを除く。)	(略)
(48) 3メートル電波暗室 (登録)	(略)	(48) 電波暗室 (登録)	(略)
(48)の2 10メートル電波暗室 (登録)	13,300円		
(略)		(略)	
(62) 疲労試験機 (恒温槽を使用しない場合)	380円	(62) 疲労試験機	250円
(62)の2 疲労試験機 (恒温槽を使用する場合)	770円		
(略)		(略)	

◎新潟県告示第331号

農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成25年法律第101号) 第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	1者	若山266番1ほか20筆 1.7ha
新発田市	24者	浦新田横枕甲206番ほか360筆 42.4ha
阿賀野市	7者	田中家ノ上5番ほか112筆 8.5ha
胎内市	11者	栗木野新田二ノ割130番1ほか78筆 7.9ha
聖籠町	5者	真野庄八島1954番ほか23筆 2.3ha
新潟市	77者	北区長戸呂縄内4327番ほか1,199筆 112.2ha
五泉市	4者	一本杉石割1285番1ほか177筆 14.2ha
三条市	16者	鹿峠中島794番6ほか79筆 9.7ha
燕市	2者	小牧島田1019番ほか29筆 2.0ha
田上町	1者	田上151番ほか13筆 3.0ha
長岡市	90者	王番田町外畑2591番1ほか1,586筆 231.9ha
見附市	6者	椿澤町鴨ヶ池593番ほか19筆 3.9ha
魚沼市	3者	吉田出川868番1ほか26筆 1.2ha
十日町市	3者	馬場乙2024番ほか4筆 0.5ha
津南町	1者	下船渡己564番1ほか9筆 3.0ha
妙高市	5者	大原新田菰立474番ほか398筆 18.9ha
糸魚川市	5者	四ツ屋広田1261番ほか20筆 2.5ha
佐渡市	27者	秋津仲江264番3ほか157筆 22.3ha
合 計	288者	4,327筆 487.9ha

2 認可年月日

平成31年3月28日

◎新潟県告示第332号

新潟県卸売市場条例（昭和46年新潟県条例第54条）第9条第2項の規定により、地方卸売市場の開設者の合併を次のとおり認可した。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 開設者の合併に係る地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場株式会社新発田食品流通センター
新発田市中曾根770番地
 - 2 合併当事者の名称及び住所
株式会社新印北部食品流通センター
胎内市本郷淵の下693番地
株式会社新発田食品流通センター
新発田市中曾根770番地
 - 3 合併後存続する法人の名称及び住所
株式会社新印新潟総合卸売センター
新発田市中曾根770番地
 - 4 認可年月日及び認可番号
平成31年3月18日新潟県食流第474号
 - 5 合併年月日
平成31年4月1日
-

◎新潟県告示第333号

新潟県卸売市場条例（昭和46年新潟県条例第54条）第9条第2項の規定により、地方卸売市場の卸売業者の合併を次のとおり認可した。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 卸売業者の合併に係る地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場株式会社新発田食品流通センター
新発田市中曾根770番地
 - 2 合併当事者の名称及び住所
新潟中央青果株式会社
新潟市江南区茗荷谷711番地
新印新発田中央青果株式会社
新発田市中曾根770番地
 - 3 合併後存続する法人の名称及び住所
新潟中央青果株式会社
新潟市江南区茗荷谷711番地
 - 4 認可年月日及び認可番号
平成31年3月18日新潟県食流第475号
 - 5 合併年月日
平成31年4月1日
-

◎新潟県告示第334号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成31年3月29日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県南魚沼市市野江乙1002の37（次の図に示す部分に限る。）
-

- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県南魚沼地域振興局農林振興部及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第335号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成31年3月29日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県南魚沼市大沢字岩ノ平2058の172・2058の300(以上2筆について次の図の示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県南魚沼地域振興局農林振興部及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第336号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角英世

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県中魚沼郡津南町大字秋成10264の9・10265の2・10265の3・10266の4・10281の3・10282の4・10282の5・10286の5(以上8筆国有林。次の図に示す部分に限る。)
・10266の3(国有林)、10266の6・10286の4
(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び津南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第337号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角英世

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県中魚沼郡津南町大字秋成10265の2・10281の3(以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び津南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第338号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事

が完了した。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
山谷	農用地保全施設整備(ため池等整備「一般型」) 事業	十日町市	平成31年1月30日

◎新潟県告示第339号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 作業種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報) 修正)
基本測量(国土広域情報 修正)
- 作業期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 作業地域 新潟県内全域

◎新潟県告示第340号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 河川の名称
一級河川信濃川水系西川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成31年3月29日
- 廃川敷地等の位置
新潟市西区大野字村中65番4地先から同市同区坂井字村中2383番3地先まで(西川左岸)
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 659.56平方メートル

◎新潟県告示第341号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 河川の名称
一級河川信濃川水系西川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成31年3月29日
- 廃川敷地等の位置
新潟市西区新通西一丁目1365番11地先から同市同区新通字腰廻3114子地先まで(西川右岸)
新潟市西区榎尾字前三俵322番地先から同市同区新通二丁目1308番2地先まで(西川右岸)
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 441.67平方メートル

◎新潟県告示第342号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 上越都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・2・13号黒井藤野新田線
- 2 施行者の名称
新潟県
- 3 事業施行期間
平成17年12月14日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

◎新潟県告示第343号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第18条第1項の規定による新潟県知事の登録を受けている者（以下、「登録者」という。）で、法第22条の2第2項（法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により、宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習を次のように指定する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 公益社団法人全日本不動産協会が、法第22条の2第2項（法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の講習として新潟県内で実施する講習
- 2 登録者がやむを得ない事情により前号の講習を受講することができない場合にあっては、他の都道府県知事が法第22条の2第2項（法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定する講習で、新潟県知事が特に認めたもの

◎新潟県告示第344号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり施行する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称
新潟県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画及び五泉都市計画下水道事業
 - (2) 名称 信濃川下流域下水道（新津処理区）
- 3 事業施行期間
昭和54年9月25日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第345号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり施行する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称
新潟県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画及び燕弥彦都市計画下水道事業
 - (2) 名称 西川流域下水道(西川処理区)
- 3 事業施行期間
平成5年6月8日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第346号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
佐渡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 佐渡都市計画下水道事業
 - (2) 名称 佐渡市公共下水道(国府川処理区)
- 3 事業施行期間
平成2年8月24日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成2年新潟県告示第2323号、平成2年新潟県告示第2324号及び平成26年新潟県告示第568号、平成26年新潟県告示第569号の事業地に新潟県佐渡市中興字西沖並びに四日町字千速町地内を加え、中興字柳田並びに四日町字千束町地内を削る。
 - (2) 使用の部分
平成2年新潟県告示第2323号、平成2年新潟県告示第2324号及び平成26年新潟県告示第568号、平成26年新潟県告示第569号の事業地に新潟県佐渡市中興字西沖並びに四日町字千速町地内を加え、中興字柳田並びに四日町字千束町地内を削る。

◎新潟県告示第347号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
佐渡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 佐渡都市計画下水道事業
 - (2) 名称 佐渡市特定環境保全公共下水道(相川処理区)
- 3 事業施行期間
平成6年12月6日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

平成6年新潟県告示第3182号、平成11年新潟県告示第1900号、平成18年新潟県告示第494号、平成24年新潟県告示第231号の事業地のうち、佐渡市相川栄町地内において事業地を変更する。

- (2) 使用の部分
変更なし

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、全戸配布広報紙「県民だより」新聞折込業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(2) 履行期間

契約日から平成32年3月31日まで

(3) 履行場所

新潟県庁

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、①平成31年9月30日までの分については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額、②平成31年10月1日以降の分については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、①平成31年9月30日までの分については、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額、②平成31年10月1日以降の分については、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 県内の新聞販売店を通じ、新聞購読戸に折込日にあわせて確実に配布できること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 指名停止期間中の者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）が所在する者であること。

(7) 受託業務及び人事管理を主業務とする担当者を常時1人以上配置し、急な欠員等に対して代替要員を確保し業務を確実に履行する即応体制が取れる者であること。

(8) 入札説明書の交付を受け、入札参加資格を確認された者であること。

(9) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(10) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局広報広聴課広報係

電話番号 025-280-5014（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成31年4月2日（火）まで上記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札の日時及び場所

平成31年4月9日(火) 午後2時
新潟県庁行政庁舎16階入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金は、①平成31年9月30日までの分の入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額に対象期間中の折込見込み部数1,005,060部(春号発行予定(502,530部)×2回)を乗じた額、及び①平成31年10月1日以降の分の入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額に対象期間中の折込見込み部数1,005,060部(春号発行予定(502,530部)×2回)を乗じた額の合計額の100分の5以上を納付すること。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第43条第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札参加者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した競争参加資格を証明する書類等を4月5日(金)午後5時までに、上記3(1)に定める場所に提出し、契約担当者の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した調達役務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

争議行為を行う旨の通知について(公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、南浜病院労働組合執行委員長松澤卓から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 要求事項

賃金引き上げ、その他の要求

2 期 間

平成31年3月29日午後5時以降本問題解決まで

3 場 所

南浜病院労働組合員の従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して行う

争議行為を行う旨の通知について(公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、恵松会職員労働組合執行委員長平野祐一から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 要求事項

賃金引き上げ、その他の要求

2 期 間

平成31年3月30日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

恵松会職員労働組合員の従事する全職場

4 概要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して行う

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、青松会職員労働組合執行委員長渡邊晃行から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

1 要求事項

賃金引き上げ、その他の要求

2 期間

平成31年4月1日午前0時50分以降本問題解決まで

3 場所

青松会職員労働組合員の従事する全職場

4 概要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して行う

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、青山信愛会職員労働組合中央執行委員長小林裕史から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

1 要求事項

賃金引き上げ、その他の要求

2 期間

平成31年4月1日午前0時以降本問題解決まで

3 場所

青山信愛会職員労働組合員の従事する全職場

4 概要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して行う

平成31年度技能検定（随時2級、随時3級、基礎級）の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

1 等級別実施職種

(1) 随時2級

鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造に係るものに限る。）、冷凍空調和機器施工、染色（糸浸染に係るものに限る。）、ニット製品製造（靴下製造に係るものに限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形（射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装

(2) 随時3級

鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、プリント配線板製造（プ

プリント配線板製造に係るものに限る。)、冷凍空気調和機器施工、染色(糸浸染に係るものに限る。)、ニット製品製造(靴下製造に係るものに限る。)、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形(射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工(ボード仕上げ工事に係るものに限る。)、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装(建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。))及び工業包装

(3) 基礎級

鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト(コールドチャンバダイカストに係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)、プリント配線板製造(プリント配線板製造に係るものに限る。)、冷凍空気調和機器施工、染色(糸浸染に係るものに限る。)、ニット製品製造(靴下製造に係るものに限る。)、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形(射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工(ボード仕上げ工事に係るものに限る。)、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装(建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。))及び工業包装

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定受検手数料、試験実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

17,000円(ただし、機械検査及び婦人子供服製造については14,100円)

イ 実施期日

実技試験は、平成31年(2019年)4月1日(月)から平成32年(2020年)3月31日(火)までの間において、別途新潟県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者あてに送付する。)ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。)

(2) 学科試験

ア 手数料

3,100円

イ 実施期日

学科試験は、平成31年(2019年)4月1日(月)から平成32年(2020年)3月31日(火)までの間において、別途新潟県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 手数料

(2) 提出先

新潟県職業能力開発協会

所在地 〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2(新潟県公社総合ビル4階)

電話 025-283-2155

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の30日前まで受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験なので、受検するためには原則として一定の実務経験若しくは技能実習が必要となる。

イ 随時2級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る随時3級の実技試験及び基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令を一部改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第61条に規定する基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限り受けることができる。

ウ 随時3級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令を一部改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第61条に規定する基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限り受けることができる。

エ 申請書の用紙は、新潟県職業能力開発協会で作成する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。

オ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 手数料の納入方法

実技試験の手数料の額（前記3の(1)のアに定められた額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納入すること。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定合格証書の交付をもって行う。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

技能検定合格者には、新潟県知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、随時2級及び随時3級の技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

本公告の随時2級、随時3級、基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話025-283-2155）又は新潟県産業労働観光部職業能力開発課（電話025-280-5263）へ問い合わせること。

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表について（公告）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業の平成28年の海面漁業生産量は31万トン、生産額は120億円であり、全国的には中位に位置している。水産業が中核的な産業である佐渡島と粟島を擁し、漁業経営体数は1,798経営体（平成25年）となっている。

本県において水産業は、水産物の安定供給等重要な役割を果たしており、今後とも海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県佐渡沖合水域には、対馬暖流とリマン寒流が交錯していることから、寒暖系の回遊性魚類や底生魚類の好生息場となっている。

我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や、資源水準が低下している資源も見られる。本県下における漁業資源についても、おおむね同様の傾向が見られるところであり、今後とも漁業資源の適切な管理が求められている。

(3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の保存管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。

(4) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量及び漁

獲努力量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源の採捕実績及び第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量の的確な把握に努めることとする。

- (5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要である。当海域でのデータの蓄積又は知見の進展を図るため、水産海洋研究所を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- (6) 第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。
- (9) なお、本県におけるくるまぐろ資源の保存及び管理に関する計画は別に定めるものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成30年4月から平成31年3月	—
まあじ	平成30年1月から平成30年12月	若干
まいわし	平成30年1月から平成30年12月	若干
まさば及びごまさば	平成30年7月から平成31年6月	若干
するめいか	平成30年4月から平成31年3月	若干
ずわいがに	平成30年7月から平成31年6月	424トン

※ すけとうだらについては、知事管理量は定めないものとする。

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成31年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成31年4月から平成32年3月	—
まあじ	平成31年1月から平成31年12月	若干
まいわし	平成31年1月から平成31年12月	若干
まさば及びごまさば	平成31年7月から平成32年6月	(注)
するめいか	平成31年4月から平成32年3月	若干
ずわいがに	平成31年7月から平成32年6月	(注)

※ すけとうだらについては、知事管理量を定めないものとする。

(注) まさば及びごまさば、ずわいがにの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【ずわいがに】

ずわいがにかご漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業を行うこととする。さらに、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、漁期外でのかきの生息する海域での操業を自粛し、混獲した場合には再放流することとする。

えびかご漁業等のその他のかご漁業等については、従来の操業規制に基づいて操業することとする。

【まあじ】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まいわし】

大型定置網漁業、いわし流し網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業、刺し網漁業（固定式）及びすけとうだら延縄漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

大型定置網漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

5トン未満の動力船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業にあっては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲実績の把握に努め、漁獲努力量の抑制方策について検討する。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種 特定海洋 生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業	次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点	平成31年9月1日から平成31年10月31日まで	1,843

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種 特定海洋 生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業 (板びき網漁業)	次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点	平成31年9月1日から平成31年10月31日まで	1,843

6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【まがれい】

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、県が作成した「新潟県資源管理指針」の着実な実施を推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告について、迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第4号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程（平成18年新潟県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 (略) (祝日等出勤手当に関する経過措置)</p> <p>3 改正前の規程第9条の規定を適用した場合に、特殊勤務手当が支給される業務に従事する職員に対しては、平成33年3月31日までの間、12月29日から翌年1月3日までの間において、当該業務に従事するため、正規の勤務時間を割り振られ2時間以上勤務した場合に限り、1回につき900円（1回の勤務時間が5時間に満たない場合にあつては、450円）を特殊勤務手当として支給する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 (略) (祝日等出勤手当に関する経過措置)</p> <p>3 改正前の規程第9条の規定を適用した場合に、特殊勤務手当が支給される業務に従事する職員に対しては、<u>当分の間</u>、12月29日から翌年1月3日までの間において、当該業務に従事するため、正規の勤務時間を割り振られ2時間以上勤務した場合に限り、1回につき1,800円（1回の勤務時間が5時間に満たない場合にあつては、900円）を特殊勤務手当として支給する。 <u>ただし、第5項により救急業務手当に関する経過措置による特殊勤務手当が支給される職員には支給しない。</u> <u>(特殊業務手当に関する経過措置)</u></p> <p>4 <u>改正前の規程第10条の規定を適用した場合に、特殊勤務手当が支給される業務に従事する職員に対しては、当分の間、病院業務に従事した日1日につき70円（医事業務に従事する職員のうち経営課長を除く職員、クリーニング師、洗たく業務に従事する技術員、薬剤業務に従事する技術員及び調理師にあつては1日につき140円）を特殊勤務手当として支給する。</u> <u>ただし、新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の規定により管理職手当の支給をうける職員には当該特殊業務手当は支給しない。</u> <u>(救急業務手当に関する経過措置)</u></p> <p>5 <u>改正前の規程第12条の規定を適用した場合に、特殊勤務手当が支給される業務に従事する職員に対しては、当分の間、当該業務に従事するため、正規の勤務時間を割り振られ勤務した場合に限り、1回につき1,800円（1回の勤務時間が5時間に満たない場合にあつては、900円）を特殊勤務手当として支給する。</u> <u>ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）第22条に規定する休日給が支給される場合は支給しない。</u></p>

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

病院局告示

◎新潟県病院局告示第 2号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定(昭和46年 7月新潟県病院局告示第 6号)の一部を次のように改正し、平成31年 4月 1日から実施する。

平成31年 3月29日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)		(略)	
新潟県立柿崎病院	内科、 <u>脳神経内科</u> 、外科、整形外科、皮膚科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科	新潟県立柿崎病院	内科、外科、整形外科、皮膚科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科
(略)		(略)	
新潟県立坂町病院	内科、消化器内科、外科、整形外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、 <u>歯科</u> 、 <u>麻酔科</u>	新潟県立坂町病院	内科、消化器内科、外科、整形外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、 <u>歯科</u>

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第3号

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

新潟県企業管理者 稲 荷 善 之

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程

新潟県企業局組織規程（昭和37年新潟県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																		
(設置) 第7条 (略) 2 発電管理センターの所管する発電施設（高田発電所及び新高田発電所にあつては運転操作に関する事項に限る。）は、次のとおりとする。	(設置) 第7条 (略) 2 発電管理センターの所管する発電施設（高田発電所及び新高田発電所にあつては運転操作に関する事項に限る。）は、次のとおりとする。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">発 電 施 設</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">胎内第三発電所</td> <td style="text-align: center;">胎内市熱田坂</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">胎内第四発電所</td> <td style="text-align: center;">胎内市下荒沢</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	発 電 施 設	位 置	(略)		胎内第三発電所	胎内市熱田坂	胎内第四発電所	胎内市下荒沢	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">発 電 施 設</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">胎内第三発電所</td> <td style="text-align: center;">胎内市熱田坂</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	発 電 施 設	位 置	(略)		胎内第三発電所	胎内市熱田坂	(略)	
発 電 施 設	位 置																		
(略)																			
胎内第三発電所	胎内市熱田坂																		
胎内第四発電所	胎内市下荒沢																		
(略)																			
発 電 施 設	位 置																		
(略)																			
胎内第三発電所	胎内市熱田坂																		
(略)																			

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

新潟県企業局管理規程第4号

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

新潟県企業管理者 稲 荷 善 之

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県電気事業の電気工作物保安規程（昭和61年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
(主任技術者の選任) 第5条 (略) 2 主任技術者の選任は、原則として、次の各号に掲げる主任技術者の区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。ただし、対象者が主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けていないときは、免状の交付を受けている者のうち、当該対象者の職制上直近下位の職にある者を対象者とする。 (1) 電気主任技術者			(主任技術者の選任) 第5条 (略) 2 主任技術者の選任は、原則として、次の各号に掲げる主任技術者の区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。ただし、対象者が主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けていないときは、免状の交付を受けている者のうち、当該対象者の職制上直近下位の職にある者を対象者とする。 (1) 電気主任技術者		
事業場又は設備	選任する事業場又は組織	対象者	事業場又は設備	選任する事業場又は組織	対象者
水力発電所、太陽電池発電所、変電所、需要設備並びに送電線路及び配電線路を管理する事業場を直接統括する事業場	(略)		水力発電所、太陽電池発電所、需要設備並びに送電線路及び配電線路を管理する事業場を直接統括する事業場	(略)	
			水力発電所の設置の工事のための事業場	施設課	施設課の工事を担当する職制上最も上位の職にある者（統括主任技術者を除く。）
(2) ダム水路主任技術者			(2) ダム水路主任技術者		
事業場又は設備	選任する事業場又は組織	対象者	事業場又は設備	選任する事業場又は組織	対象者
(略)			(略)		
			水力発電所の設置の工事のための事業場又は水力発電所であって高さ15メートル以上のダムの設置の工事を行うもの	施設課	施設課の工事を担当する職制上最も上位の職にある者（統括主任技術者を除く。）

第2条 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)



第3条 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を次のように改正する。
別表第3を次のように改める。

別表第3 (第12条関係)

巡視、点検及び検査の基準

設備別	巡 視		点 検 (検査を含む)			備 考
	機器設備	頻 度	機器設備	項 目	頻 度	
水 力 発 電 電 備	水力設備	1回/月	ダ ム	外観点検	1回/年 ※1	※1 については、地質・地形・点検実績等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断される場合は、発電所毎及び設備毎の特性を考慮して点検頻度を減少させることができる。この場合において、点検頻度減少の限度は規定しない。 ※2 については、次のとおりとする。 (1) 最初の満水の日から起算して1年を経過しないダムにあっては1回/日とする。 (2) 最初の満水の日から起算して1年を経過し、3年未満のダムにあっては1回/週以上とする。 ※3 については、測定結果により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断される場合は、頻度を減少又は測定を省略することができる。 ※4 については、測定結果等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断される場合は、発電所毎及び設備毎の特性を考慮して測定頻度を減少させることができる。この場合において、測定頻度減少の限度は規定しない。
				漏水量測定	2回/月 ※2	
				揚圧力測定	1回/3月※3	
				予備動力作動点検	1回/月	
				外観点検	1回/年 ※1	
	電気・機械設備	2回/月	水 車 発 電 機	外部点検	1回/3年	
				測定試験	1回/3年	
				内部点検	1回/12年※5	
				外部点検	1回/3年	
				外部点検	1回/3年※6	
送電設備	2回/年※8	支持物、電線 桿 子	外部点検	1回/10年		
			不良懸垂 子検出	1回/15年		
			ケーブル 終端部	1回/6年		
			管 路 マンホール	1回/6年※9		
			外部点検	1回/3年※10		
変電設備	1回/月	主要変圧器 主要遮断器	外部点検	1回/3年		
			外部点検	1回/3年※12		
			測定試験	1回/3年※12		
配電設備	1回/年	主要機器 電 路 接地装置	外部点検	1回/2年		
			測定試験	1回/4年		
			測定試験	1回/2年		
電力用保安通信設備	1回/年	通信線路及び 無線装置	測定試験	1回/3年		
			測定試験	1回/5年		
需要設備	1回/月 ※14	主要機器 電 路	外部点検	1回/2年		
			測定試験	1回/4年		
太陽電池設備	1回/月	太陽電池	外部点検	1回/2年		
			測定試験	1回/4年		
電気設備	1回/月	逆変換装置	外部点検	1回/2年		
			測定試験	1回/4年		

注1 巡視とは、電気工作物の異状を発見するため、目視など巡視者の主として五感によって設備の外観、計器表示などを見回り、運転支障を伴わない軽微な手入れを行うことをいう。
 2 外観点検とは、ダム、貯水池・調整池、屋外鉄橋、送電設備、配電設備及び電力用保安通信設備について、周辺の状況を含め、機能維持のため外部から目視等により当該設備の状態確認を行う点検をいう。
 3 外部点検とは、設備の機能維持のために外部から状態確認を行う点検及び検査をいう。ただし、水車については、抜水して設備の点検及び検査を行うことをいう。
 4 内部点検とは、設備の機能回復又は機能維持を目的として、精密に内部の点検を行い、損傷、摩滅、その他異常部分の取替え、補修を行い、併せて詳細な検査、試験等を行うことをいう。
 5 測定試験とは、設備の機能維持のため、測定器具を使用し、設備の性能、異常部分等の測定試験を行うことをいう。
 6 積雪期又は災害発生時等巡視員に危険が生ずるおそれのある場合は、上記の巡視等の頻度を減らすことができる。
 7 電気工作物の工事中においては、工事対象設備に対する上記の巡視等の頻度を減らす又は巡視等を行わないことができる。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第28号

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（平成30年法律第101号）第1条第1項及び第4条第2項の規定により、新潟県議会議員一般選挙及び新潟市議会議員一般選挙を同時選挙として、平成31年4月7日に行う。

なお、新潟県議会議員一般選挙における各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりである。

平成31年3月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

新潟市北区選挙区	2人
新潟市東区選挙区	2人
新潟市中央区選挙区	3人
新潟市江南区選挙区	1人
新潟市秋葉区選挙区	2人
新潟市南区選挙区	1人
新潟市西区選挙区	3人
新潟市西蒲区選挙区	1人
長岡市三島郡選挙区	6人
上越市選挙区	5人
三条市選挙区	2人
柏崎市刈羽郡選挙区	2人
新発田市北蒲原郡選挙区	3人
小千谷市選挙区	1人
加茂市南蒲原郡選挙区	1人
十日町市中魚沼郡選挙区	2人
見附市選挙区	1人
村上市岩船郡選挙区	2人
燕市西蒲原郡選挙区	2人
糸魚川市選挙区	1人
妙高市選挙区	1人
五泉市東蒲原郡選挙区	2人
阿賀野市選挙区	1人
佐渡市選挙区	2人
魚沼市選挙区	1人
南魚沼市南魚沼郡選挙区	2人
胎内市選挙区	1人

◎新潟県選挙管理委員会告示第29号

平成31年4月7日執行の新潟県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長の事務は、それぞれ次の場所において取り扱うものと定めた。

平成31年3月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

選挙区	選挙長事務を取り扱う場所	所在地
新潟市北区選挙区	新潟市北区役所本館3階大会議室	新潟市北区葛塚3197番地
(ただし、3月29日午前9時30分以降は区役所新館3階選挙管理委員会室とする。)		
新潟市東区選挙区	新潟市東区役所2階東区プラザホール	新潟市東区下木戸1丁目4番1号

(ただし、3月29日午前9時30分以降は区役所1階選挙管理委員会室とする。)		
新潟市中央区選挙区	新潟市中央区役所5階対策室3	新潟市中央区西堀通6番町866番地
(ただし、3月29日午前11時以降は区役所5階選挙管理委員会室とし、3月30日以降は区役所5階選挙管理委員会事務室とする。)		
新潟市江南区選挙区	新潟市江南区役所3階302会議室	新潟市江南区泉町3丁目4番5号
(ただし、3月29日とし、3月30日以降は区役所2階地域総務課とする。)		
新潟市秋葉区選挙区	新潟市秋葉区役所6階602会議室	新潟市秋葉区程島2009番地
(ただし、3月29日午前9時30分以降は区役所3階選挙管理委員会室とする。)		
新潟市南区選挙区	新潟市南区役所4階講堂	新潟市南区白根1235番地
(ただし、3月29日午前9時30分以降は区役所3階選挙管理委員会事務室とする。)		
新潟市西区選挙区	新潟市西区役所健康センター棟3階大会議室	新潟市西区寺尾東3丁目14番41号
(ただし、3月29日とし、3月30日以降は区役所4階対策室とする。)		
新潟市西蒲区選挙区	新潟市西蒲区役所3階301会議室	新潟市西蒲区巻甲2690番地1
(ただし、3月29日午前9時30分以降は区役所2階地域総務課とする。)		
長岡市三島郡選挙区	さいわいプラザ6階大会議室	長岡市幸町2丁目1番1号
(ただし、3月29日午前10時以降はさいわいプラザ5階選挙管理委員会事務局室とする。)		
上越市選挙区	上越市役所木田第1庁舎4階402・403会議室	上越市木田1丁目1番3号
(ただし、3月29日午前9時30分以降は市役所木田第1庁舎3階選挙管理委員会事務局とする。)		
三条市選挙区	三条市役所2階大会議室	三条市旭町2丁目3番1号
(ただし、3月29日午前10時以降は市役所第二庁舎1階101会議室とする。)		
柏崎市刈羽郡選挙区	柏崎市役所第二分館2階選挙事務室	柏崎市中央町5番50号
新発田市北蒲原郡選挙区	新発田市役所別館2階会議室	新発田市中央町4丁目8番11号
(ただし、3月29日とし、3月30日以降は市役所別館2階選挙管理委員会事務室とする。)		
小千谷市選挙区	小千谷市役所4階403会議室	小千谷市城内2丁目7番5号
(ただし、3月29日とし、3月30日以降は市役所4階402会議室とする。)		
加茂市南蒲原郡選挙区	加茂市役所3階会議室	加茂市幸町2丁目3番5号
(ただし、3月29日とし、3月30日以降は市役所2階選挙管理委員会事務室とする。)		
十日町市中魚沼郡選挙区	十日町保健センター2階集団検診室	十日町市千歳町3丁目3番地
(ただし、3月29日とし、3月30日以降は十日町市役所2階第1小会議室とする。)		
見附市選挙区	見附市役所4階大会議室	見附市昭和町2丁目1番1号
(ただし、3月29日とし、3月30日以降は市役所4階401会議室とする。)		
村上市岩船郡選挙区	村上市役所5階第5会議室	村上市三之町1番1号
(ただし、3月29日とし、3月30日以降は市役所4階選挙管理委員会室とする。)		
燕市西蒲原郡選挙区	燕市役所1階会議室101・102・103	燕市吉田西太田1934番地
(ただし、3月29日とし、3月30日以降は市役所1階つばめホールとする。)		
糸魚川市選挙区	糸魚川市役所2階203・204会議室	糸魚川市一の宮1丁目2番5号
(ただし、3月29日午前10時以降は市役所1階市民ホール選挙管理委員会事務室とする。)		
妙高市選挙区	妙高市役所1階コラボホール	妙高市栄町5番1号
(ただし、3月29日とし、3月30日以降は市役所3階302会議室(選挙事務室)とする。)		
五泉市東蒲原郡選挙区	五泉市役所4階401会議室	五泉市太田1094番地1
(ただし、3月29日とし、3月30日以降は市役所3階選挙管理委員会事務室とする。)		
阿賀野市選挙区	阿賀野市役所4階402会議室	阿賀野市岡山町10番15号
(ただし、3月29日とし、3月30日以降は市役所4階401会議室とする。)		
佐渡市選挙区	金井コミュニティセンター2階大会議室	佐渡市千種240番地
(ただし、3月29日とし、3月30日以降は金井コミュニティセンター1階会議室とする。)		
魚沼市選挙区	魚沼市役所小出公民館1階選挙管理委員会事務室	魚沼市小出島130番地1

南魚沼市南魚沼郡選挙区	南魚沼市役所本庁舎 2階大会議室	南魚沼市六日町180番地 1
(ただし、3月29日正午以降は市役所本庁舎 2階選挙管理委員会事務室とする。)		
胎内市選挙区	胎内市役所 2階大会議室	胎内市新和町 2番10号
(ただし、3月29日とし、3月30日以降は市役所 3階選挙管理委員会事務室とする。)		

◎新潟県選挙管理委員会告示第30号

平成31年4月7日執行の新潟県議会議員一般選挙及びこれと同時に行う新潟市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序及び開票を同時に行わない場合の開票の順序を、次のとおり定めた。

平成31年3月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

投票の順序

- 1 新潟市議会議員一般選挙
- 2 新潟県議会議員一般選挙

開票の順序

- 1 新潟県議会議員一般選挙
- 2 新潟市議会議員一般選挙

◎新潟県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、平成31年4月7日施行の新潟県議会議員一般選挙における投票用紙（点字用投票用紙を除く）を次の様式により調製し、白色の用紙に青色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、青色のインクで刷り込むものと定めた。

平成31年3月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

<p>候補者氏名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-top: 5px;"></div>	<p style="text-align: right;">平成三十一年四月七日執行 新潟県議会議員一般選挙投票</p> <p>○注 意</p> <p>候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 30px; margin-top: 20px; text-align: center;">印</div>
---	---

◎新潟県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、平成31年4月7日執行の新潟県議会議員一般

選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、薄い黄色の用紙に青色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、青色のインクで刷り込むものと定めた。

平成31年3月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

<p style="text-align: center;">候補者氏名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin: 5px 0;"></div>	<p style="text-align: right;">点字投票</p> <p style="text-align: center;">平成三十一年四月七日執行 新潟県議会議員一般選挙投票</p> <p>○ 注意 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 30px; margin: 10px auto; text-align: center;">印</div>
---	---

◎新潟県選挙管理委員会告示第33号

平成31年4月7日執行の新潟県議会議員一般選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は青色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、青色のインクで刷り込むものと定めた。

平成31年3月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、平成31年4月7日執行の新潟県議会議員一般選挙における次の選挙区の開票の事務は選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成31年3月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

新潟市北区選挙区、新潟市東区選挙区、新潟市中央区選挙区、新潟市江南区選挙区、新潟市秋葉区選挙区、新潟市南区選挙区、新潟市西区選挙区、新潟市西蒲区選挙区、上越市選挙区、三条市選挙区、小千谷市選挙区、見附市選挙区、糸魚川市選挙区、妙高市選挙区、阿賀野市選挙区、佐渡市選挙区、魚沼市選挙区、胎内市選挙区

◎新潟県選挙管理委員会告示第35号

平成31年4月7日執行の新潟県議会議員一般選挙において、新潟県選挙管理委員会が候補者に交付する選挙運動用自動車（船舶）表示板、選挙運動用拡声機表示板、街頭演説用標旗、乗車（船）用腕章及び街頭演説用腕章に押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、刷り込むものと定めた。

平成31年3月29日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示36号

平成31年4月7日執行の新潟県議会議員一般選挙において、新潟県選挙管理委員会が確認団体に交付する政治活動用自動車表示板及び政談演説会開催告知用立札、看板の類の証紙に押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、刷り込むものと定めた。

平成31年3月29日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第37号

平成31年4月7日執行の新潟県議会議員一般選挙において、確認団体が掲示する政治活動用ポスターには、新潟県選挙管理委員会が交付する証紙をはらなければならないものと定めた。

平成31年3月29日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第38号

平成31年4月7日執行の新潟県議会議員一般選挙において、候補者又は推薦届出者が届け出る選挙事務所の設置届又は異動届、出納責任者の選任届若しくは異動届又は職務代行届及び候補者が届け出る報酬を支給する者の届出書並びに出納責任者が提出する選挙運動に関する収入及び支出の報告書は、当該選挙区の選挙長事務を取り扱う場所にも提出できるものと定めた。

平成31年3月29日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第39号

平成31年4月7日執行の新潟県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成31年3月29日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

選挙区名	開催場所	開催日時	
新潟市北区	新潟県庁行政庁舎 5階 会議室504	3月29日	17時30分
新潟市東区			
新潟市中央区			
新潟市江南区			
新潟市秋葉区			
新潟市南区			
新潟市西区			
新潟市西蒲区			
長岡市三島郡	さいわいプラザ 6階 602会議室	3月29日	17時30分
上越市	上越市役所木田第1庁舎 3階 302会議室	3月29日	17時30分
三条市	三条市役所第二庁舎 1階 101会議室	3月29日	17時20分
柏崎市刈羽郡	柏崎市役所第二分館 2階 選挙事務室	3月29日	17時30分
新発田市北蒲原郡	新発田市役所別館 2階 選挙管理委員会事務室	3月29日	17時00分
小千谷市	小千谷市役所 3階 302会議室	3月29日	17時20分
加茂市南蒲原郡	加茂市役所 2階 201会議室	3月29日	17時00分
十日町市中魚沼郡	十日町市役所 2階 第1小会議室	3月29日	17時30分
見附市	見附市役所 4階 402会議室	3月29日	17時30分
村上市岩船郡	村上市役所 4階 監査委員室	3月29日	17時10分
燕市西蒲原郡	燕市役所 1階 会議室101	3月29日	17時10分
糸魚川市	糸魚川市役所 4階 401会議室	3月29日	17時30分
妙高市	妙高市役所 3階 301会議室	3月29日	17時20分
五泉市東蒲原郡	五泉市役所 3階 応接室	3月29日	17時30分
阿賀野市	阿賀野市役所 4階 402会議室	3月29日	17時30分
佐渡市	金井コミュニティセンター 1階 会議室	3月29日	17時30分
魚沼市	魚沼市役所小出公民館 1階 101会議室	3月29日	17時30分
南魚沼市南魚沼郡	南魚沼市役所本庁舎 2階 応接室	3月29日	17時30分
胎内市	胎内市役所 2階 大会議室	3月29日	17時30分

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第5-66号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則第5-18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(選考により採用することができる職) 第28条 次の各号に掲げる職への採用は、選考により行うことができる。 (1)～(4) (略) (5) <u>障害者</u> をもつて補充しようとする職 (6)～(10) (略)	(選考により採用することができる職) 第28条 次の各号に掲げる職への採用は、選考により行うことができる。 (1)～(4) (略) (5) <u>身体障害者</u> をもつて補充しようとする職 (6)～(10) (略)

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1828号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第6-48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
(略)			(略)		
地 域 課	1 航空機の事業用操縦士としての業務に従事することを本務とする職員	3	地 域 課	1 航空機の事業用操縦士としての業務に従事することを本務とする職員	3
	2 えちごに乗り組む職員			2 えちごに乗り組む職員	
	3 航空整備士	1			
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1829号

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当の支給に関する規則（規則第6-6号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第1及び別紙様式第2を次のように改める。

別紙様式第 1 (第 3 条関係)

扶 養 親 族 届

一般職員給与条例第17条第 1 項及び市町村立学校職員給与条例第18条第 1 項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

年 月 日提出

任命権者 様	勤務公署名			
	職 名		氏 名	⑩

(証明書類 通添付)

届出の理由 (該当する□にレ印を付すこと。)

- 1 新たに職員となった。
- 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある。
- 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある。(子、孫及び弟妹で満 22 歳の年度末を超えた者を除く。)

扶養親族 の氏名	続 柄	生 年 月 日	同 居・別 居 の 別 (別居の場合は住所)	所 得 の 年 額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金 額		

- (注) 1 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて)記入する。
- 2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所地は市区町村名まで記入する。
- 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
- 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の 2 又は 3 に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。

備考

事務処理の便宜のため必要がある場合は、この様式に必要な記載事項を追加し、又は記載事項の趣旨を変更しない範囲内において表現、記載欄の位置等を変更して使用することができる。

別紙様式第2 (第4条関係)

扶養手当認定簿

職員氏名	
------	--

扶養親族の氏名	続柄	生年月日 (加算開始時期)	届出事実の発生 (又は届出受理) 年 月 日	支給の始期	支給の終期 (満22歳年度末)	備考
		(年4月～)	年 月 日	年 月分から	年 月分まで (年3月分)	
		(年4月～)	年 月 日	年 月分から	年 月分まで (年3月分)	
		(年4月～)	年 月 日	年 月分から	年 月分まで (年3月分)	
		(年4月～)	年 月 日	年 月分から	年 月分まで (年3月分)	
		(年4月～)	年 月 日	年 月分から	年 月分まで (年3月分)	
		(年4月～)	年 月 日	年 月分から	年 月分まで (年3月分)	
		(年4月～)	年 月 日	年 月分から	年 月分まで (年3月分)	
上記のとおり認定する。 年 月 日 職 氏名				取扱者		
				認 印		

- (注) 1 「生年月日(加算開始時期)」欄の()内には、加算措置の対象となる子について、加算開始の時期を記入する。
- 2 「届出事実の発生(又は届出受理) 年月日」欄には、新たに職員となった日、扶養親族たる要件を具備するに至った日(ただし、届出がその日から15日を経過した後になされた場合は、その届出を受理した日)、又は扶養親族たる要件を欠くに至った日(ただし、子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失した場合には、当該欄の記入は要しない。)を記入する。
- 3 「支給の始期」欄には、手当の支給開始時期を記入する。
- 4 「支給の終期」欄には、手当の支給終了時期を記入する。
- 5 「支給の終期」欄の()内には、子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失する時期を記入する。
- 6 「備考」欄には、扶養手当の認定上、特に必要な事項を記入する。

備考

事務処理の便宜のため必要がある場合は、この様式に必要な記載事項を追加し、又は記載事項の趣旨を変更しない範囲内において表現、記載欄の位置等を変更して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別紙様式第1の扶養親族届及び別紙様式第2の扶養手当認定簿については、当分の間、従前の様式によることができる。

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第19-2号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（規則第19-1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（大学等における修学の成果をあげるために特に必要な場合）</p> <p>第2条 自己啓発等休業条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第7項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。</p>	<p>（大学等における修学の成果をあげるために特に必要な場合）</p> <p>第2条 自己啓発等休業条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の職員の自己啓発等休業に関する規則第2条に規定する大学院の課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められていたものを含むものとする。

教育委員会規則

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

新潟県教育委員会規則第3号

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(学校評議員) 第29条の3 (略) 2 (略) 3 <u>前二項に定めるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、別に定める。</u>	(学校評議員) 第29条の3 (略) 2 (略) 3 <u>学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により委員会が委嘱する。</u>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第1号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会職員服務規程等の特例を定める規程（平成4年7月新潟県教育長訓令第10号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正前の欄中項、別表の号及び別表の号の細目の表示に下線が引かれた項、別表の号及び別表の号の細目（以下「移動項等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中項、別表の号及び別表の号の細目の表示に下線が引かれた項、別表の号及び別表の号の細目（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び別表の号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び別表の号の細目の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の仕事と生活の調和を推進するための勤務時間の特例)</p> <p>第2条の2 所属長は、次に掲げる職員が、その子（一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が仕事と生活の調和を図るためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間（以下「特定勤務時間」という。）又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 所属長は、第1項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する場合のほか、職員が請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る特定勤務時間の割振りによる勤務をさせるものとする。</p> <p>4 所属長は、第1項の規定により、始業及び終業の時刻を特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例)</p> <p>第2条の2 所属長は、次に掲げる職員が、その子（一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間（以下「特定勤務時間」という。）又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 所属長は、前2項の規定により勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、所属長は、特定勤務時間により割振りを行う場合には、教育長の承認を得ないで、第1項及び第2項の規定による勤務</p>

<p>5 <u>前各項の規定にかかわらず、課長級以上の職級に属する職にある職員（所属長及び所属長の指揮監督を受ける者を除く。）の早出遅出勤務については、別に定めるところによる。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 服務規程第5条に規定する休憩時間における勤務を必要とする次の業務 ア～オ (略)</p> <p><u>カ その他一定の期間継続して休憩時間における県民からの相談等が見込まれる業務</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p><u>時間の割振りを行うことができる。この場合において、所属長は、勤務時間の割振りを行つた後、遅滞なく教育長に報告するものとする。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 服務規程第5条に規定する休憩時間における勤務を必要とする次の業務 ア～オ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>(5) その他相当の期間継続して服務規程第5条に定める勤務時間外における勤務を必要とする業務</u></p>
--	--

◎新潟県教育委員会訓令第2号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

職員の健康の確保を図るための勤務時間の特例を定める規程を次のように定める。

平成31年 3 月29日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

職員の健康の確保を図るための勤務時間の特例を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）第2条に定める教育庁に属する一般職の職員（以下「職員」という。）の平成31年4月1日から平成31年6月30日までの間の勤務時間の割振りについて、新潟県教育委員会職員服務規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第1号。以下「服務規程」という。）第5条第1項の特例を定めるものとする。

(勤務時間の特例)

第2条 職員の時間外勤務等の命令をすることを専決する者は、事前の時間外勤務等の命令に係る勤務の終了時刻から次に勤務する日の始業の時刻までの時間が10時間に満たない職員について、所属長（服務規程第1条の2第1項に規定する所属長をいう。以下同じ。）が公務の運営等に支障があると認める場合を除き、同日の始業及び終業の時刻を、職員の健康の確保を図るためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間を割り振るものとする。

2 次の各号のいずれにも該当し、かつ、所属長が指定した職員については、前項中「事前の時間外勤務等の命令に係る勤務の終了時刻」とあるのは、「終業の時刻」とする。

- (1) 1月の時間外勤務が60時間以上見込まれること。
- (2) おおむね1週間以上にわたり、かつ、長時間の時間外勤務が見込まれること。

(実施細目)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

◎新潟県教育委員会訓令第3号

教育庁本庁
出先機関
教育機関
県立学校

新潟県教育委員会事務委任規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（県立学校長への委任）</p> <p>第5条の2 次に掲げる事務は、県立学校長に委任する。</p> <p>(1)～(1)の5（略）</p> <p>(1)の6 職員の<u>年次休暇（県立学校長の5日以上ものを除く。）</u>、<u>病気休暇（1月を超えるもの並びに県立学校長の5日以上のもの及び結核性疾病に係るものうち日を単位とするものを除く。）</u>、<u>特別休暇（県立学校長の5日以上のもの（夏季休暇を除く。）を除く。）</u>及び<u>介護休暇（1月を超えるもの及び県立学校長の5日以上ものを除く。）</u>の承認等を行うこと。</p> <p>(1)の7 <u>職員の部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除の承認を行うこと（県立学校長の5日以上のもの並びに研修及び兼職に係るものを除く。）</u>。</p> <p>(1)の8 <u>教特法第17条の規定による教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手の兼職又は他の事業等に従事することの承認を行うこと。（教育長が指定するものに限る。）</u></p>	<p>（県立学校長への委任）</p> <p>第5条の2 次に掲げる事務は、県立学校長に委任する。</p> <p>(1)～(1)の5（略）</p> <p>(1)の6 職員の<u>休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除の承認等を行うこと（年次休暇（県立学校長の5日を超えるものに限る。）</u>、<u>病気休暇（1月を超えるもの及び県立学校長に係るものに限る。）</u>、<u>県立学校長の特別休暇（夏季休暇を除く。）</u>、<u>介護休暇（1月を超えるもの及び県立学校長に係るものに限る。）</u>並びに<u>県立学校長の職務専念義務の免除の承認等を行うことを除く。）</u>。</p>

◎新潟県教育委員会訓令第4号

県立学校

新潟県立学校職員服務規程（平成24年8月新潟県教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第11条 職員は、一般職員勤務時間条例第12条に規定する年次有給休暇を得ようとするときは、その前日の正午までに、日時を明らかにして、総務事務システム又は年次有給休暇願(別記第6号様式)(校長の5日<u>以上</u>のものに限る。)により、承認権者(訓令により決裁権限を有する者をいう。以下同じ。)に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれによることができない場合は、その理由を明らかにして、遅滞なく、請求しなければならない。</p> <p>(教育職員の兼職及びその他の事業等の従事)</p> <p>第18条 教育公務員特例法の適用を受ける職員は、同法第17条の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業等に従事しようとするときには、校長を経由して教育公務員の兼職(兼務)又は教育に関する他の事業・事務従事願(別記第27号様式)を提出し、委員会(教育長が指定するものについては校長)の承認を得なければならない。</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第11条 職員は、一般職員勤務時間条例第12条に規定する年次有給休暇を得ようとするときは、その前日の正午までに、日時を明らかにして、総務事務システム又は年次有給休暇願(別記第6号様式)(校長の5日<u>を超える</u>のものに限る。)により、承認権者(訓令により決裁権限を有する者をいう。以下同じ。)に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれによることができない場合は、その理由を明らかにして、遅滞なく、請求しなければならない。</p> <p>(教育職員の兼職及びその他の事業等の従事)</p> <p>第18条 教育公務員特例法の適用を受ける職員は、同法第17条の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業等に従事しようとするときには、校長を経由して教育公務員の兼職(兼務)又は教育に関する他の事業・事務従事願(別記第27号様式)を提出し、委員会の承認を得なければならない。</p>

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第3号

県立学校の名称、位置、課程、部、及び収容定員等の指定（平成5年新潟県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を、同表の改正後の太線に囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1 県立中学校				別表第1 県立中学校			
県立学校の名称	収容定員			県立学校の名称	収容定員		
	第1学年	第2学年	第3学年		第1学年	第2学年	第3学年
新潟県立阿賀黎明中学校			40	新潟県立阿賀黎明中学校			40

◎新潟県教育委員会告示第4号

県立学校の名称、位置、課程、部、及び収容定員等の指定（平成5年新潟県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 池田幸博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を、同表の改正後の太線に囲まれた部分に改める。

改正後										改正前									
別表第2 県立高等学校										別表第2 県立高等学校									
県立学校の名称		全日制の課程の学科	定時制の課程の学科	通信制の課程の学科	収容定員				県立学校の名称		全日制の課程の学科	定時制の課程の学科	通信制の課程の学科	収容定員					
本校名	分校名				第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	本校名	分校名				第1学年	第2学年	第3学年	第4学年		
新潟県立新潟高等学校		普通			280	280	280			普通			280	280	280				
		理数			80	80	80			理数			80	80	80				
新潟県立新潟中央高等学校		普通			280	280	320			普通			280	320	320				
		食物			40	40	40			食物			40	40	40				
		音楽			40	40	40			音楽			40	40	40				
(略)																			
新潟県立新潟西高等学校		普通			320	320	320			普通			320	320	320				
新潟県立新潟東高等学校		普通			280	280	320			普通			280	320	320				
新潟県立新潟北高等学校		普通			240	240	280			普通			240	280	280				
		機械			80	80	80			機械			80	80	80				
		電気			80	80	80			電気			80	80	80				
		建築			80	80	80			建築			80	80	80				
		土木			40	40	40			土木			40	40	40				
		工業化学			40	40	40			工業化学			40	40	40				
(略)																			
新潟県立新潟向陽高等学校		普通			240	240	280			普通			240	280	280				
新潟県立新潟翠江高等学校			普通 (単位制)				320				普通 (単位制)				360				
新潟県立巻高等学校		普通 (単位制)		普通			若干人			普通 (単位制)		普通			若干人				
(略)							880								920				
新潟県立豊栄高等学校		普通			120	120	160			普通			120	160	160				
新潟県立新津高等学校		普通			280	280	280			普通			280	280	280				
		工業マイ スター			40	40	40			工業マイ スター			40	40	40				
		生産工学			40	40	40			生産工学			40	40	40				
		ロボット 工学			40	40	40			ロボット 工学			40	40	40				
		日本建築			30	30	30			日本建築			30	30	30				
新潟県立新津南高等学校		普通			160	160	200			普通			160	200	200				
新潟県立白根高等学校		普通			80	80	80			普通			80	80	80				
新潟県立五泉高等学校		総合 (単位制)					640			総合 (単位制)					680				
新潟県立村松高等学校		普通			80	80	120			普通			80	120	120				
(略)																			
新潟県立新発田高等学校		普通			240	240	240			普通			240	240	240				
		理数			40	40	40			理数			40	40	40				
		普通					120			普通				120	160				
新潟県立西新発田高等学校			普通 (単位制)				200				普通 (単位制)			120					
		普通			160	160	160			普通			160	160	160				
		機械工学			40	40	40			機械工学			40	40	40				
		建築工学			40	40	40			建築工学			40	40	40				
		土木工学			40	40	40			土木工学			40	40	40				
		電子情報 工学			40	40	40			電子情報 工学			40	40	40				
	豊浦分校		普通 (単位制)				80				普通 (単位制)				120				
新潟県立新発田農業高等学校		生物資源			80	80	80			生物資源			80	80	80				
		食品科学			40	40	40			食品科学			40	40	40				
		環境科学			40	40	40			環境科学			40	40	40				
新潟県立新発田商業高等学校		商業			120	120	160			商業			120	160	160				
		情報処理			40	40	40			情報処理			40	40	40				
新潟県立村上高等学校		普通			160	160	160			普通			160	160	200				
新潟県立村上桜ヶ丘高等学校		総合 (単位制)					480			総合 (単位制)					480				
新潟県立荒川高等学校			普通 (単位制)				320				普通 (単位制)				320				
新潟県立中条高等学校		普通			120	120	160			普通			120	160	160				
新潟県立阿賀野高等学校		普通			120	120	120			普通			120	120	120				
新潟県立長岡高等学校		普通			240	240	240			普通			240	240	240				
		理数			80	80	80			理数			80	80	80				
新潟県立長岡大手高等学校		普通			240	240	240			普通			240	240	240				
		家政			40	40	40			家政			40	40	40				
新潟県立長岡向陵高等学校		普通			240	240	240			普通			240	240	240				
(略)																			

新潟県立長岡農業高等学校	生産技術		80	80	80
	食品科学		40	40	40
	生活環境		40	40	40
	機械工学		80	80	80
新潟県立長岡工業高等学校	電気電子工学		80	80	80
	物質工学		40	40	40
	産業デザイン		40	40	40
新潟県立長岡商業高等学校	総合ビジネス		160	160	200
	情報ビジネス		40	40	40
新潟県立正徳館高等学校	普通		40	40	40
新潟県立栃尾高等学校	総合(単位制)				360
新潟県立見附高等学校	普通		120	120	160
新潟県立三条高等学校	普通		240	240	280
新潟県立三条東高等学校	普通		240	240	280
新潟県立新潟県央工業高等学校	機械加工		40	40	40
	電子機械		40	40	40
	情報電子		40	40	40
	建設工学		40	40	40
新潟県立三条商業高等学校	総合ビジネス		160	160	200
新潟県立吉田高等学校	普通		120	120	160
新潟県立分水高等学校	普通		80	80	80
新潟県立加茂高等学校	普通		160	160	200
新潟県立加茂農林高等学校	生産技術		80	80	80
	環境緑地		40	40	40
	生物工学		40	40	40
	食品技術		40	40	40
新潟県立小千谷高等学校	普通		200	200	240
(略)					
新潟県立堀之内高等学校	普通(単位制)				400
新潟県立小出高等学校	普通		160	160	160
(略)					
新潟県立六日町高等学校	普通		200	200	240
	普通		80	40	40
新潟県立八海高等学校	家庭福祉			40	40
	体育			40	40
新潟県立塩沢商工高等学校	機械システム		80	80	80
	商業		40	40	80
	普通		240	240	280
新潟県立十日町高等学校	普通		40	40	40
	松之山分校	普通	40	40	40
新潟県立十日町総合高等学校	総合(単位制)				560
(略)					
新潟県立柏崎高等学校	普通		200	200	200
新潟県立柏崎常盤高等学校	普通		120	120	160
新潟県立柏崎総合高等学校	総合(単位制)				440
(略)					
新潟県立高田高等学校	普通		200	200	240
	理数		40	40	40
	安塚分校	普通	40	40	40
新潟県立高田北城高等学校	普通		200	200	240
	生活文化		40	40	40
新潟県立高田南城高等学校	普通(単位制)				320
	普通				若干人
(略)					
新潟県立上越総合技術高等学校	機械工学				40
	メカトロニクス				40
	電子情報				40
	電気工学				40
	建築・デザイン				40
	環境土木				40
	機械創造工学		80	80	
	電気情報		40	40	
	建築環境		40	40	
	土木防災		40	40	
新潟県立高田商業高等学校	総合ビジネス		120	120	160
新潟県立久比岐高等学校	普通		80	80	120
新潟県立有恒高等学校	普通		80	80	80
新潟県立新井高等学校	総合(単位制)				480
(略)					
新潟県立糸魚川白嶺高等学校	総合(単位制)				360
新潟県立海洋高等学校	水産資源		40	40	40
	海洋開発		40	40	40
	普通		200	200	200
新潟県立佐渡高等学校	相川分校	普通(単位制)			160
新潟県立羽茂高等学校	普通		80	80	80
新潟県立佐渡総合高等学校	総合(単位制)				360

新潟県立長岡農業高等学校	生産技術		80	80	80
	食品科学		40	40	40
	生活環境		40	40	40
	機械工学		80	80	80
新潟県立長岡工業高等学校	電気電子工学		80	80	80
	物質工学		40	40	40
	産業デザイン		40	40	40
新潟県立長岡商業高等学校	総合ビジネス		160	200	200
	情報ビジネス		40	40	40
新潟県立正徳館高等学校	普通		40	40	40
新潟県立栃尾高等学校	総合(単位制)				360
新潟県立見附高等学校	普通		120	160	160
新潟県立三条高等学校	普通		240	280	280
新潟県立三条東高等学校	普通		240	280	280
新潟県立新潟県央工業高等学校	機械加工		40	40	40
	電子機械		40	40	40
	情報電子		40	40	40
	建設工学		40	40	40
新潟県立三条商業高等学校	総合ビジネス		160	200	200
新潟県立吉田高等学校	普通		120	160	160
新潟県立分水高等学校	普通		80	80	80
新潟県立加茂高等学校	普通		160	200	200
新潟県立加茂農林高等学校	生産技術		80	80	80
	環境緑地		40	40	40
	生物工学		40	40	40
	食品技術		40	40	40
新潟県立小千谷高等学校	普通		200	240	240
(略)					
新潟県立堀之内高等学校	普通(単位制)				440
新潟県立小出高等学校	普通		160	160	160
(略)					
新潟県立六日町高等学校	普通		200	240	240
	普通		80	40	40
新潟県立八海高等学校	家庭福祉			40	40
	体育			40	40
新潟県立塩沢商工高等学校	機械システム		80	80	80
	商業		40	80	80
	普通		240	280	280
新潟県立十日町高等学校	普通		40	40	40
	松之山分校	普通	40	40	40
新潟県立十日町総合高等学校	総合(単位制)				600
(削除)					
(略)					
新潟県立柏崎高等学校	普通		200	200	200
新潟県立柏崎常盤高等学校	普通		120	160	160
新潟県立柏崎総合高等学校	総合(単位制)				480
(略)					
新潟県立高田高等学校	普通		200	240	240
	理数		40	40	40
	安塚分校	普通	40	40	40
新潟県立高田北城高等学校	普通		200	240	240
	生活文化		40	40	40
新潟県立高田南城高等学校	普通(単位制)				320
	普通				若干人
(略)					
新潟県立上越総合技術高等学校	機械工学				40
	メカトロニクス				40
	電子情報				40
	電気工学				40
	建築・デザイン				40
	環境土木				40
	機械創造工学		80		
	電気情報		40		
	建築環境		40		
	土木防災		40		
新潟県立高田商業高等学校	総合ビジネス		120	160	160
新潟県立久比岐高等学校	普通		80	120	120
新潟県立有恒高等学校	普通		80	80	80
新潟県立新井高等学校	総合(単位制)				480
(略)					
新潟県立糸魚川白嶺高等学校	総合(単位制)				360
新潟県立海洋高等学校	水産資源		40	40	40
	海洋開発		40	40	40
	普通		200	200	200
新潟県立佐渡高等学校	相川分校	普通(単位制)			160
新潟県立羽茂高等学校	普通		80	80	80
新潟県立佐渡総合高等学校	総合(単位制)				360

新潟海区漁業調整委員会指示

◎新潟海区漁業調整委員会指示第1号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は平成31年4月1日から平成33年3月31日までとする。

平成31年3月29日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、さけ及びますを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

名 称	禁 止 区 域	禁 止 期 間
勝木川河口	河口中央より半径700メートル以内の海域	さけにあつては10月1日から12月31日まで ますにあつては3月1日から6月15日まで
名立川河口		
能生川河口		
谷根川河口	河口中央より半径600メートル以内の海域	
桑取川河口		
早川河口	河口中央より半径450メートル以内の海域	

◎新潟海区漁業調整委員会指示第2号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は平成31年4月1日から平成33年3月31日までとする。

平成31年3月29日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域（ただし、新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第41条の規定に定める海域を除く。）においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間は、さけ及びますを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

名 称	禁 止 区 域	禁 止 期 間
大川河口	河口中央より半径1,000メートル以内の海域	さけにあつては10月1日から12月31日まで ますにあつては3月1日から6月15日まで
荒川河口	河口中央より半径850メートル以内の海域	
胎内川河口	河口中央より半径800メートル以内の海域	
加治川分水路河口	河口中央より半径850メートル以内の海域	
阿賀野川河口	河口中央より半径1,100メートル	

	以内の海域
信濃川河口	河口中央より半径800メートル以内の海域
関屋分水路河口	河口中央より半径750メートル以内の海域
大河津分水路河口	河口中央より半径850メートル以内の海域
姫川河口	河口中央より半径800メートル以内の海域

◎新潟海区漁業調整委員会指示第3号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は平成31年4月1日から平成33年3月31日までとする。

平成31年3月29日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域（ただし、新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第41条の規定に定める海域を除く。）においては、同表の右欄に掲げる期間は、さし網漁業によりさけ及びますを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

名 称	禁 止 区 域	禁 止 期 間
三面川河口	河口中央より半径850メートル以内の海域	さけにあつては10月1日から12月31日まで ますにあつては3月1日から6月15日まで

◎新潟海区漁業調整委員会指示第4号

新潟海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期間は平成31年4月1日から平成33年3月31日までとする。

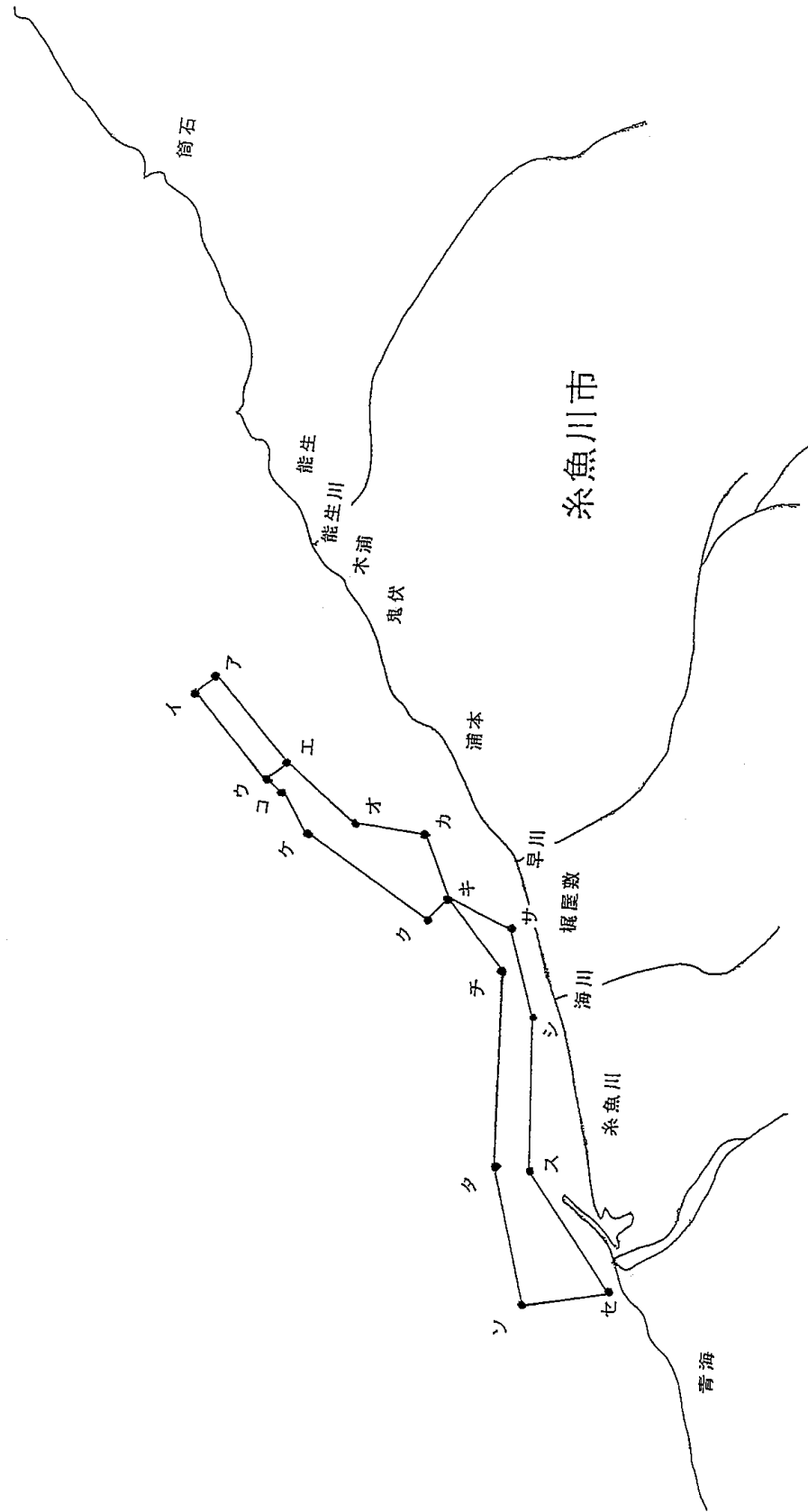
平成31年3月29日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

1 禁止区域	(1) コンクリート面で造成したいわのり漁場の周囲100m以内のまき餌使用禁止 (2) わかめ養殖施設の周囲100m以内のまき餌使用禁止 (3) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止（糸魚川市鬼伏沖） ア 北緯37度07.00分、東経137度57.07分の点 イ 北緯37度07.21分、東経137度56.86分の点 ウ 北緯37度06.37分、東経137度55.78分の点 エ 北緯37度06.15分、東経137度55.97分の点 (4) 次のウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びウの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止（糸魚川市浦本沖） ウ 北緯37度06.37分、東経137度55.78分の点 エ 北緯37度06.15分、東経137度55.97分の点
--------	---

	<p>オ 北緯37度05.35分、東経137度55.24分の点 カ 北緯37度04.58分、東経137度55.09分の点 キ 北緯37度04.30分、東経137度54.28分の点 ク 北緯37度04.53分、東経137度54.04分の点 ケ 北緯37度05.89分、東経137度55.09分の点 コ 北緯37度06.20分、東経137度55.61分の点 (5) 次のキ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ及びキの各点を結んだ線によつて囲まれた海域のまき餌使用禁止（糸魚川市早川から姫川沖） キ 北緯37度04.30分、東経137度54.28分の点 サ 北緯37度03.62分、東経137度53.93分の点 シ 北緯37度03.35分、東経137度52.84分の点 ス 北緯37度03.37分、東経137度51.00分の点 セ 北緯37度02.48分、東経137度49.63分の点 ソ 北緯37度03.40分、東経137度49.46分の点 タ 北緯37度03.73分、東経137度51.03分の点 チ 北緯37度03.70分、東経137度53.39分の点</p>
<p>2 漁具制限</p>	<p>船釣りにおいては、まき餌かご、まき餌袋等によるまき餌使用は認めるが、直接海中に投じるまき餌は禁止</p>

上越地区 まき餌使用禁止区域



佐渡海区漁業調整委員会指示

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第1号

佐渡海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期限は平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

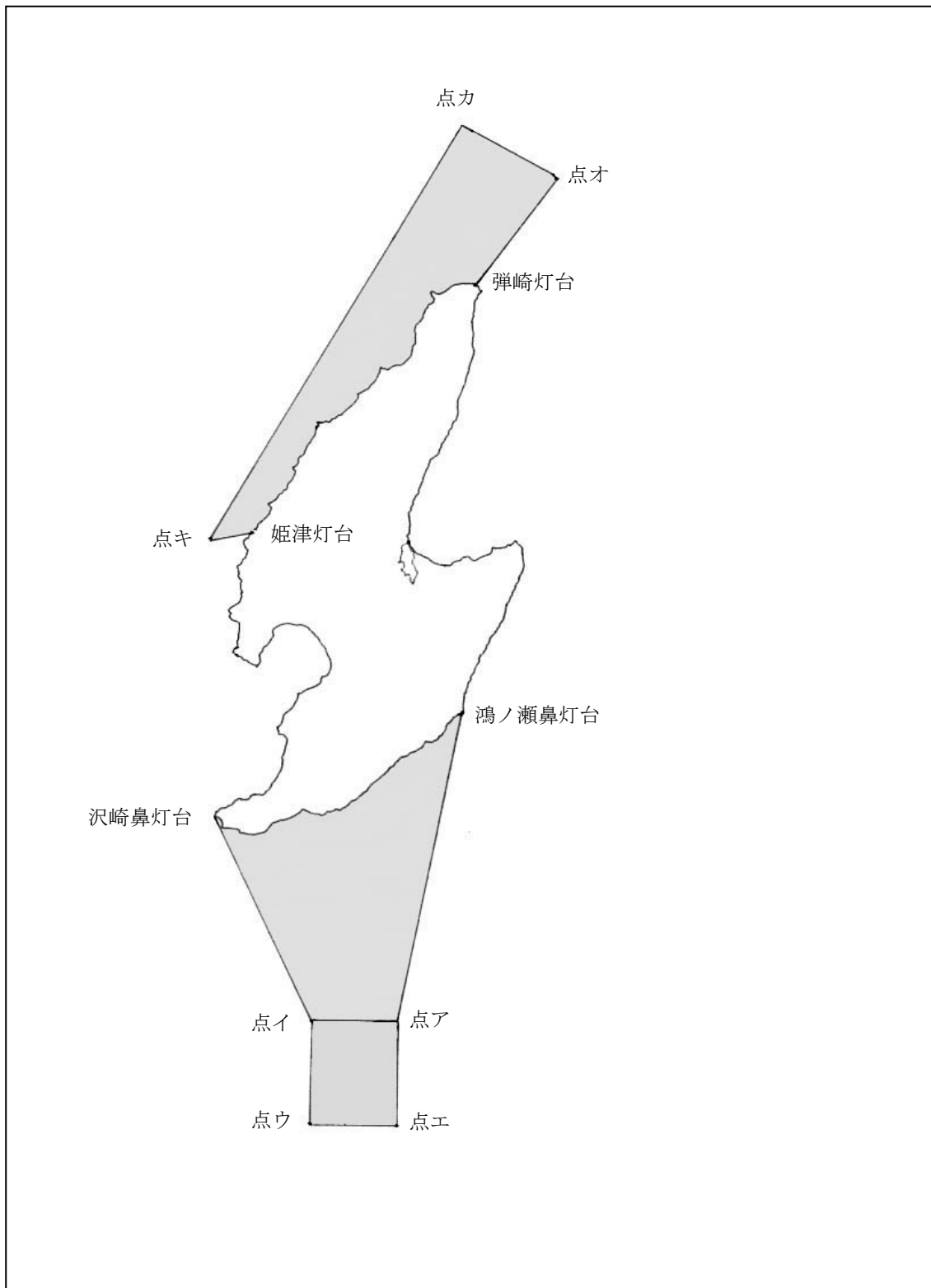
平成31年3月29日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 兵庫 正

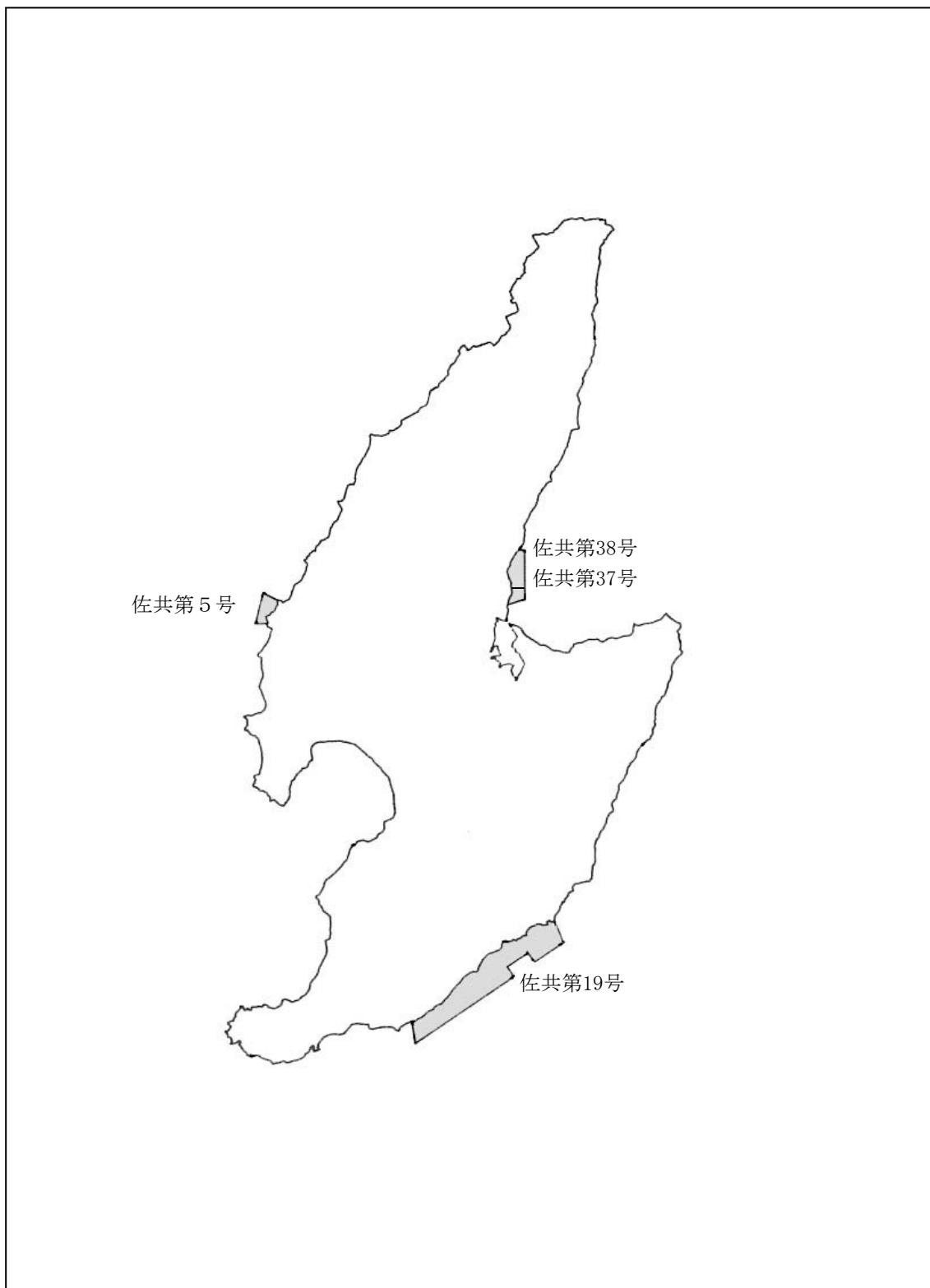
1 禁止区域	<p>(1) 加茂湖全域のまき餌使用禁止</p> <p>(2) コンクリート面で造成したいわのり漁場の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(3) わかめ養殖施設の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(4) 魚介類の蓄養、養殖施設の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(5) 下記範囲においては船釣りでのまき餌を禁止</p> <p>① 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分</p> <p>イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分</p> <p>ウ 北緯37度31.18分、東経138度19.81分</p> <p>エ 北緯37度31.18分、東経138度25.81分</p> <p>② 佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点、次のア、イ、佐渡市沢崎鼻灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分</p> <p>イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分</p> <p>③ 佐渡市弾崎灯台中心点、次のオ、カ、キ、佐渡市姫津灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>オ 北緯38度26分、東経138度37分</p> <p>カ 北緯38度29分、東経138度30分</p> <p>キ 北緯38度05分、東経138度12分</p> <p>(6) 共同漁業権佐共第5号（佐渡市姫津地先）内の船だまり内のまき餌使用禁止</p>
2 漁具制限	<p>(1) 船釣りにおいてはまき餌かご、まき餌袋等を使用することを認め（ただし禁止区域あり）、直接海中に投じるまき餌を禁止</p> <p>(2) 次の共同漁業権の区域においてはオキアミ以外のまき餌は禁止</p> <p>1) 佐共第5号（佐渡市姫津地先）</p> <p>2) 佐共第19号（佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び蕙場地先）</p> <p>3) 佐共第37号（平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢、字南平沢及び字船場町地先）</p>

4) 佐共第38号 (佐渡市椿、羽吉及び平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字浜梅津地先)

佐渡地区 船釣りでのまき餌使用禁止区域



佐渡地区 オキアミ以外のまき餌禁止区域



◎佐渡海区漁業調整委員会指示第2号

小規模増殖場における水産物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり禁止する。

なお、指示の有効期間は平成31年4月1日から平成33年3月31日までとする。

平成31年3月29日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 兵庫 正

1 禁止海域

次に掲げる点ア、イ、ウ、エの各点を順次結んで、アに至る各直線によって囲まれた海域

点ア 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から217度30分(方位は「真方位」とする。以下同じ。)1,420メートルの点

点イ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から227度00分2,340メートルの点

点ウ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から268度50分2,765メートルの点

点エ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から272度00分1,695メートルの点

付記

- この指示は、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第3号

大規模増殖場における水産物の採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、佐渡市姫津地先及び高千地先沖合海域に造成された大規模増殖場における「ヤリイカ」の幼稚子保護育成を図るため、水産動植物の採捕について、次のとおり制限する。

なお、指示の有効期間は平成31年4月1日から平成33年3月31日までとする。

平成31年3月29日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 兵庫 正

1 禁止する行為

- 刺網を用いてする水産動植物の採捕(周年)
- ヤリイカ採捕を目的として4月1日から4月30日および1月1日から3月31日までに行う一切の行為

2 禁止海域

(1) 姫津地先沖合海域

次に掲げるア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの各点を順次結んで、アに至る各直線によって囲まれた海域

点ア 佐渡市北狄大崎灯台から260度00分(方位は「真方位」とする。以下同じ。)2,100メートルの点

点イ 佐渡市北狄大崎灯台から295度00分1,350メートルの点

点ウ 佐渡市北狄大崎灯台から318度30分2,000メートルの点

点エ 佐渡市北狄大崎灯台から349度30分2,450メートルの点

点オ 佐渡市北狄大崎灯台から14度00分2,180メートルの点

点カ 佐渡市北狄大崎灯台から339度30分1,290メートルの点

点キ 佐渡市北狄大崎灯台から308度30分470メートルの点

点ク 佐渡市北狄大崎灯台から241度30分1,350メートルの点

(2) 高千地先沖合海域

次に掲げるケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タの各点を順次結んで、ケに至る各直線によって囲まれた海域

点ケ 佐渡市高千入崎灯台から244度30分(方位は「真方位」とする。以下同じ。)4,600メートルの点

点コ 佐渡市高千入崎灯台から249度00分3,300メートルの点

点サ 佐渡市高千入崎灯台から262度30分2,950メートルの点

点シ 佐渡市高千入崎灯台から284度00分2,200メートルの点

点ス 佐渡市高千入崎灯台から279度00分1,200メートルの点

点セ 佐渡市高千入崎灯台から250度00分2,100メートルの点

点ソ 佐渡市高千入崎灯台から233度30分2,650メートルの点

点タ 佐渡市高千入崎灯台から233度30分4,000メートルの点

内水面漁場管理委員会指示

◎新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病まん延防止のため、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の持ち出し及び放流等について、次のとおり指

示す。ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合を除く。

平成31年3月29日

新潟県内水面漁場管理委員会
会長 大塚修

1 指示内容

(1) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると新潟県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定した水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下「持出禁止水域」という。）においては、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを持ち出す場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

ア 持出禁止水域へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、コイを放流してはならない。

イ 持出禁止水域以外の公共用水面等へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス病の陰性が確認されたコイ群のコイでなければ、コイを放流してはならない。

ウ 公共用水面等においては、生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

指示期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

内水面漁場管理委員会公告

◎新潟県内水面漁場管理委員会公告第1号

平成31年新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号（コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限）に基づき、持出禁止水域を次のとおり定める。

平成31年3月29日

新潟県内水面漁場管理委員会
会長 大塚修

- 1 阿賀野川水系の本流及び支川
- 2 鳥屋野潟

雑報

県営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第1項の規定により、公営住宅及び共同施設の管理を行うので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成31年3月29日

新潟県住宅供給公社理事長 岡村均

- 1 事業主体に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う地方公共団体又は地方住宅供給公社の名称
新潟県住宅供給公社
- 2 事業主体に代わって管理を行う公営住宅及び共同施設の名称
新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）に規定する新潟市に所在する県営住宅及び共同施設
- 3 事業主体に代わって行う公営住宅及び共同施設の管理の内容
法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて県営住宅及び共同施設の管理を行うこと。
- 4 事業主体に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで